

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、文部科学省)

事業名	国立大学法人運営費交付金に必要な経費 (復興関連事業)		担当部局庁	復興庁統括官付参事官 (予算会計担当)			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課			復興庁統括官付参事官 (予算会計担当) 尾関 良夫 国立大学法人支援課長 声立 訓	
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-1 大学などにおける教育研究の質の向上 IX-1 学術研究の振興				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条		関係する計画、 通知等	「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	東日本大震災により被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないように、各国立大学が実施する授業料等減免に対する支援を行うとともに、被災した国立大学等の教育研究診療設備の早期復旧・整備を図ることで、復旧・復興に資する。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	(授業料等減免) 東日本大震災により被災した学生が在学する国立大学に対して国立大学法人運営費交付金を追加措置し、各国立大学における授業料等減免の実施を支援する。 (教育研究診療設備の復旧) 東日本大震災により設備に被害を受けた国立大学等に対して国立大学法人運営費交付金を追加措置し、各法人における教育研究診療設備の復旧・整備を支援する。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、文部科学省で執行する事業である。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	5,655(復興庁計上)	2,760(復興庁計上)	
		補正予算	-	-	56,629(文部科学省計上)	0		
		繰越し等	-	-	0	0		
		計	-	-	56,629	5,655	2,760	
	執行額	-	-	56,629				
執行率(%)	-	-	100.0%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (23年度)
	(国立大学の学生に対する授業料等減免) ・免除対象者数		成果実績	人	-	-	※平成23年度実績については、8月頃の集計予定	約2,900
			達成度	%	-	-		
	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (23年度)
	(国立大学等の教育研究診療設備の復旧) ・東日本大震災により被害のあった教育研究診療設備の早期復旧		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	(国立大学の学生に対する授業料等減免) 交付先法人数		活動実績 (当初見込み)		-	-	49	-
					-	-	(49)	(49)
	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	(国立大学等の教育研究診療設備の復旧) 交付先法人数		活動実績 (当初見込み)		-	-	25	-
					-	-	(25)	-
単位当たり コスト	(国立大学の学生に対する授業料減免) 授業料免除:535,800(円/人) 入学科免除:282,000(円/人)		算出根拠	(国立大学の学生に対する授業料減免) 平成23年度における国立大学法人の学部(昼間)・大学院の授業料及び入学科標準額				
	(国立大学等の教育研究診療設備の復旧) (円/)			(国立大学等の教育研究診療設備) ※各法人により被害を受けた設備が異なるため、単純に単位当たりのコストを算出することはなじまない。				
平成 24・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	国立大学法人運営費交付金	5,655百万円	2,760百万円	※教育研究体制の円滑な移行支援(仮設校舎から本校舎への移転費用)等の減				
	計	5,655百万円	2,760百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	(授業料等減免) これまで地方公共団体等から学生への経済的負担軽減に対する要望が寄せられており、国立大学が行う授業料等減免に対する措置であり、国が行うべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	また、自宅が全半壊したり、親等の主たる生計支持者を亡くした学生が対象となっており、優先度が高い事業である。 (教育研究診療設備の復旧) 教育はもとより、研究が中断し国際的な競争から大きく劣化する恐れがある状況を一刻も早く改善できるよう、損傷した教育研究診療設備の早期復旧・整備に係る要望が各法人から寄せられているところであり、優先度の高い事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	また、国立大学等の設備の修理・更新のために国が行うべき事業である。
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	(授業料等減免) 被災した学生に対して各国立大学が行う授業料等減免に対する国の予算措置である。事前に被災した学生数の調査を行っており、支出先の妥当性は確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	(教育研究診療設備の復旧) 支出先の選定については、各大学の会計規則に従った一般競争入札等を行っており、その妥当性及び競争性を確保しているところ。また、経費執行においても、各国立大学の会計基準に従い、適正・公正な執行管理に努めている。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	(授業料等減免) 被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないよう、各国立大学がこれらの学生に対して授業料等の減免を行うものであり、実効性の高い事業となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	(教育研究診療設備の復旧) 大学の教育研究基盤を回復し、学生の学習環境や教員の研究環境の改善を図るため、被害を受けた設備の現状復旧を行うものであり、実効性の高い事業となっている。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>・各国立大学等における事業の実施状況については、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会による評価を毎年行っており、また、同法に基づき、法人が毎事業年度作成する財務諸表等は、国立大学法人評価委員会による審査を経た上で、文部科学大臣が承認している。これらの評価及び財務諸表等の承認に際しては、必要に応じて法人へのヒアリングを行い、予算の執行状況を含め、当該法人の事業が適切に行われていることを確認している。</p> <p>(授業料等免除) ・本事業により、被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないよう、修学機会の確保が図られている。</p> <p>(教育研究診療設備の復旧) ・本事業により、大学の教育研究基盤を回復し、学生の学習環境や教員の研究環境の改善を図るため、被害を受けた設備の現状復旧が図られている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：本事業は、東日本大震災により被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないよう、各国立大学における授業料等減免の実施を支援する国立大学に対する交付する事業であり、計画的な予算執行の実施の観点から検証を行う。</p> <p>2. 所見：本事業については、東日本大震災により被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないよう、各国立大学における授業料等減免の実施を支援する必要な経費であることから、現行の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	0170、復興-0018、復興-0019、復興-0032

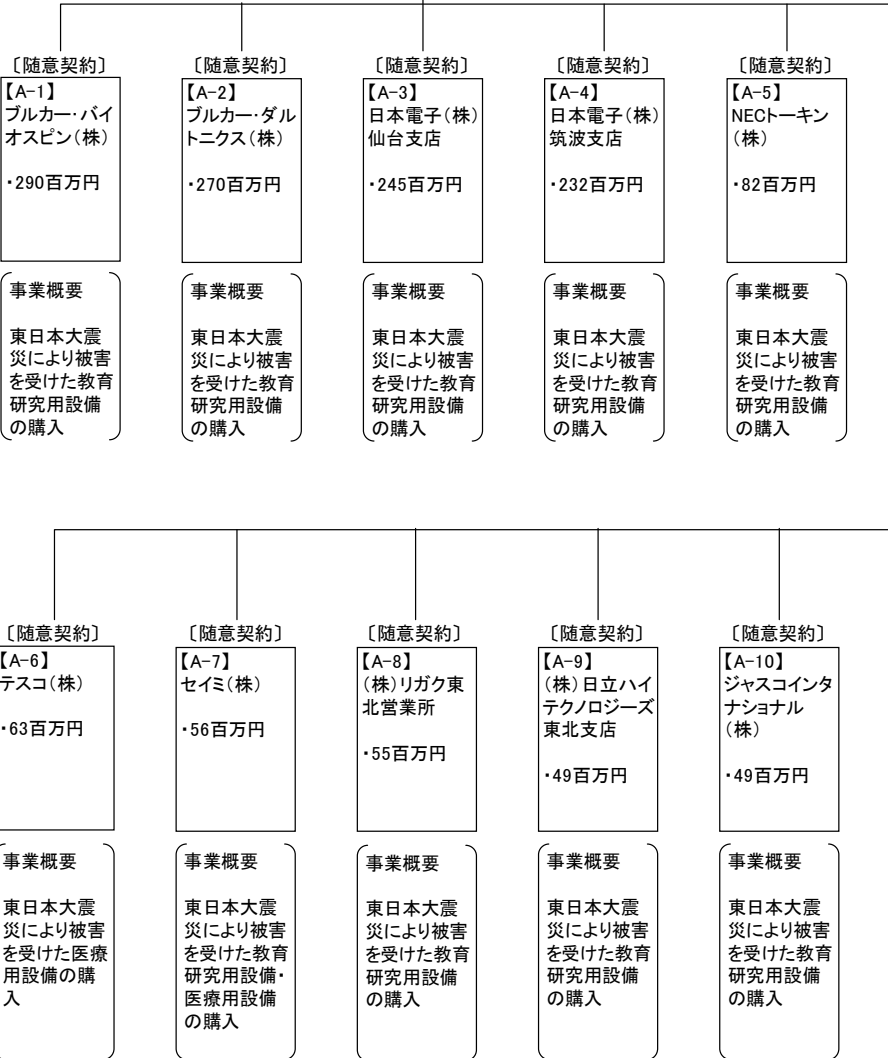
文部科学省
56,629百万円

事業概要
国立大学が行う東日本大震災からの復旧・復興に係る業務の一部に充てるため運営費交付金を交付

〔交付〕

【A】国立大学法人運営費交付金
56,629百万円
国立大学法人東北大学 外(全52法人)
27,487百万円(運営費交付金)

〔国立大学法人東北大学の東日本大震災からの復旧・復興に係る運営〕



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

【A】東北大学					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
運営費	東日本大震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等に要する経費	27,487			
計		27,487	計		0
【A-1】ブルカー・バイオスピ(株)			【A-6】テスコ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設備費	NMR装置 一式	109	設備費	X線アンギオグラフィシステム 一式	63
設備費	核磁気共鳴装置 一式	106			
設備費	電子スピン共鳴装置 一式	75			
計		290	計		63
【A-2】ブルカー・ダルトニクス(株)			【A-7】セイミ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設備費	高精度構造解析質量分析システム 一式 外	141	設備費	共焦点レーザー स्क্যান顕微鏡システム 一式	48
設備費	フーリエ変換質量分析装置 一式	129	設備費	レーザー Doppler 血流画像化装置 一式	8
計		270	計		56
【A-3】日本電子(株)仙台支店			【A-8】(株)リガク東北営業所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設備費	超伝導核磁気共鳴装置 一式	107	設備費	単結晶自動X線構造解析装置 一式	55
設備費	透過型電子顕微鏡システム 一式	72			
設備費	高分解能核磁気共鳴装置 一式	66			
計		245	計		55
【A-4】日本電子(株)筑波支店			【A-9】(株)日立ハイテクノロジーズ東北支店		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設備費	原子分解能分析電子顕微鏡システム 一式	232	設備費	透過型電子顕微鏡システム 一式	49
計		232	計		49
【A-5】NECTーキン(株)			【A-10】ジャスコインタナショナル(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
修繕費	サイクロトロンビーム輸送システム修理 一式	82	設備費	飛行時間型質量分析システム 一式	49
計		82	計		49

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記載
 する。費目と使途の
 双方で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.国立大学法人運営費交付金

※交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東北大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	27,487	—	—
2	高エネルギー加速器研究機構	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	20,541	—	—
3	東京大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	3,168	—	—
4	筑波大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	2,341	—	—
5	自然科学研究機構	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	940	—	—
6	茨城大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	493	—	—
7	山形大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	240	—	—
8	岩手大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	229	—	—
9	宮城教育大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	185	—	—
10	福島大学	本法人が行う震災からの復旧・復興に係る教育研究活動等の業務	156	—	—

※運営費交付金のため、入札者数及び落札率は未記載。

東北大学

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ブルカー・バイオスピン(株)	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	290	随意契約	—
2	ブルカー・ダルトニクス(株)	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	270	随意契約	—
3	日本電子(株)仙台支店	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	245	随意契約	—
4	日本電子(株)筑波支店	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	232	随意契約	—
5	NECTーキン(株)	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	82	随意契約	—
6	テスコ(株)	東日本大震災により被害を受けた医療用設備の購入	63	随意契約	—
7	セイミ(株)	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備・医療用設備の購入	56	随意契約	—
8	(株)リガク東北営業所	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	55	随意契約	—
8	(株)日立ハイテクノロジーズ東北支店	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	49	随意契約	—
10	ジャスコインタナショナル(株)	東日本大震災により被害を受けた教育研究用設備の購入	49	随意契約	—

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、文部科学省)

事業名	東北メディカル・メガバンク		担当部局庁	復興庁統括官付参事官(予算会計担当)		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成32年度		担当課室	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課		復興庁統括官付参事官(予算会計担当) 尾関良夫 ライフサイエンス課長 板倉康洋	
会計区分	一般会計・東日本大震災復興特別会計		施策名	X-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組			
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月東日本大震災復興対策本部)、日本再生の基本戦略(平成23年12月閣議決定)、医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月医療イノベーション会議)、第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災地の住民を対象として健康調査を実施し、医療情報ネットワークと連携しつつ、大規模なバイオバンクを構築。また、健康調査を通じて被災地の住民の健康管理に貢献するとともに、バイオバンクを用いた解析研究を実施することにより、個別化医療等の基盤を形成し、将来的には、東北発の次世代医療(病気の正確な診断や薬の副作用の低減、将来なりやすい病気の予測など)の実現を目指す。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災地に医療関係人材を派遣して健康調査を実施(一定期間、地域医療に従事)し、15万人規模の生体試料、健康情報等が収集されたバイオバンクを構築することで、次世代医療の実現のための基盤を形成する。生体試料からゲノム情報等を解読した上で、我が国の他の研究機関、バイオバンクと連携しながら、得られたゲノム情報、健康情報、診療情報等を併せて解析し、環境要因、遺伝子等と疾患の関連を明らかにする研究を実施する。 (補助率:100%) ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、文部科学省で執行する事業である。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算	-	-	15,768(文部科学省計上)	-	-
		繰越し等	-	-	▲15,708	15,708(一般会計)	-
		計	-	-	60	21,315	5,607
	執行額	-	-	59	-	-	
	執行率(%)	-	-	98.3%	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果目標	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)	
	成果実績	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	東北地区における健常人コホートの協力者の数	活動実績(当初見込み)	人	-	-	-	-
単位当たりコスト	参考	59(百万円/機関)	算出根拠	平成24年度の秋頃からリクルートを開始する予定のため、現時点では算出が困難。 参考:59(百万円/機関) =(平成23年度執行額:59百万円)/(実施機関数:1)			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	科学技術試験委託費	25.2百万円	11.5百万円	会議開催予定の見直しによる減及びそれに伴う人件費の減			
	次世代医療研究開発拠点形成事業費補助金	5,575.2百万円	5,588.7百万円	事業の進捗に伴う業務実施費及び人件費の増			
	科学技術振興謝金	1.2百万円	1.2百万円	-			
	科学技術振興職員旅費	1.1百万円	1.8百万円	事業の本格的な開始による進捗管理のため			
	科学技術振興委員等旅費	2.9百万円	2.9百万円	-			
	科学技術振興庁費	0.9百万円	0.4百万円	事業の進捗に伴う、会議開催に係る消耗品費の見直しによる減			
計	5,607百万円	5,607百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・東日本大震災の被災地の復興に国が取り組むべき施策として、「東日本大震災からの復興の基本方針」、「日本再生戦略」等に位置づけられている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	・「東日本大震災からの復興の基本方針」、「日本再生戦略」等において、東北大学を中心として実施すべき、と位置づけられており、そのような方針に従って実施体制を構築しているところ。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・被災地の医療復興と将来的な東北発の次世代医療の開発のためには本事業の実施が必須であることが上記のような政府文書によって定められており、さらに先行して実施されているコホートの知見を活用するために、文部科学省に「東北メディカル・メガバンク計画検討会」を設置して提言をまとめるとともに、実施機関にもそれらの関係者が参画するWGを設置。さらに、収集される生体試料、解析して得られたデータも我が国の研究機関に提供できる体制を構築する予定。 ・「オーダーメイド医療の実現化プロジェクト」は疾患コホート研究であり、上記検討会提言や「医療イノベーション5か年戦略」(平成24年6月 医療イノベーション会議)等における指摘を踏まえ、本事業との具体的な連携の在り方について検討を進めている。また、他の疾患コホートや健康人コホートとの連携についても、上記WGにおいて、具体的な検討をすることとしている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名 文科省 オーダーメイド医療の実現化プロジェクト	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	上記のような各種政府文書に定められた方針に沿って、被災地の復興と東北発の次世代医療を実現すべく、他の先行して実施されているコホート等の知見を有効に活用しながら、適切に実施されていると評価できる。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>1. 事業評価の観点: 本事業は、東日本大震災の被災地に医療関係人材を派遣して健康調査を実施し、15万人規模の生体試料、健康情報等が収集されたバイオバンクを構築することで、次世代医療の実現のための基盤を形成するものであり、契約・執行手続きの観点から検証を行った。</p> <p>2. 本事業は、平成23年度第3次補正予算により開始された事業であり、予算の大半を平成24年度に繰越しているが、当該予算が東日本大震災からの復旧・復興のための経費であることを鑑み、引き続き早期執行に努めるべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
執行等改善	平成24年7月に、文部科学省に「推進本部」を設置し、実施機関である東北大学及び岩手医科大学における事業の進捗管理を行う体制を整え、当該予算の早期執行に努めている。また、平成25年度からの本格的な健康調査の開始に向け、東北大学に設置される課題別のワーキンググループにおいて、「東北メディカル・メガバンク計画検討会 提言」(平成24年6月 東北メディカル・メガバンク計画検討会)で指摘された事項を踏まえた、コホート調査や解析研究等の具体的な実施計画を平成24年度中に確定する。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>参考URL</p> <p>・東北メディカル・メガバンク機構HP: http://www.megabank.tohoku.ac.jp/</p> <p>・東北メディカル・メガバンク計画検討会 提言(平成24年6月7日 東北メディカル・メガバンク計画検討会): http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/026/gaiyou/1321811.htm</p> <p>・医療イノベーション5か年戦略(平成24年6月6日 医療イノベーション会議): p44-46: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/iryuu/5senryaku/siryuu01.pdf</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-0033

文部科学省

59百万円

東日本大震災の被災地の住民を対象として健康調査を実施し、医療情報ネットワークと連携しつつ、大規模なバイオバンクを構築。また、健康調査を通じて被災地の住民の健康管理に貢献するとともに、バイオバンクを用いた解析研究を実施することにより、個別化医療等の基盤を形成し、将来的には、東北発の次世代医療の実現を目指す。

[補助]

A. 次世代医療研究開発拠点形成事業費
補助金
:35百万円
国立大学法人東北大学

[補助]

B. 次世代医療研究開発拠点形成施設整備費
補助金
:25百万円
国立大学法人東北大学

※四捨五入により合計値があわない

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 費目と用途の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 国立大学法人東北大学			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	事業担当職員、補助者	12			
設備備品費	ゲル電気泳動システム、密閉式超音波破碎装置等	10			
消耗品費	設置した設備に係る消耗品等	9			
その他	その他運営経費(旅費等)	4			
計		35	計		0
B. 国立大学法人東北大学			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
付帯事務費	実施設計費	25			
計		25	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国立大学法人東北大学	東北メディカル・メガバンク計画の実施	35	-	-

※補助事業

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国立大学法人東北大学	東北メディカル・メガバンクセンター施設整備の実施	25	-	-

※補助事業

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	臨床研究拠点等整備事業	担当部局庁	復興庁/厚生労働省医政局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度～	担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/研究開発振興課	尾関 良夫(復) 佐原 康之(厚)			
会計区分	一般会計 東日本大震災特別会計	施策名	IV-1-6 新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」(H24.3.30) 「医療イノベーション5か年戦略」(H24.6.6)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	世界における最新かつ質の高い医療が我が国において患者に提供されるためには、我が国発の革新的な医薬品・医療機器の創出及び最適な治療法につながるエビデンスの構築に必要な治験・臨床研究基盤が迅速に整備されることが必要であるため、臨床研究中核病院、早期・探索的臨床試験拠点、日本主導型グローバル臨床研究体制及び医薬品等治験基盤を整備し、我が国における治験・臨床研究基盤の強化を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添のとおり						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,150	1,198	3,374	4,842 511(復興庁計上)	8,384
		補正予算		▲ 44			
		繰越し等					
	計	1,150	1,154	3,374	4,842 511(復興庁計上)	8,384	
	執行額	887	898	3,363			
執行率(%)	77.1%	77.8%	99.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	治験届出数 ()は、うち国際共同治験の割合)	成果実績		560 (20.2)	632 (21.2)	確認中	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本事業における選定施設数	活動実績 (当初見込み)		32	33 (33)	28 (28)	- (13)
		算出根拠					
単位当たりコスト	○臨床研究中核病院整備事業 511,056(千円/か所) ○早期・探索的臨床試験拠点整備事業 451,300(千円/か所) ○日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 185,141(千円/か所) ○医薬品等治験基盤整備事業 162,947(千円/か所)				○臨床研究中核病院整備事業 2,555,280千円(予算額)/5施設(補助対象)=511,056千円 ○早期・探索的臨床試験拠点整備事業 2,256,500千円(予算額)/5施設(補助事業)=451,300千円 ○日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 370,282千円(予算額)/2施設(補助対象)=185,141千円 ○医薬品等治験基盤整備事業 162,947千円(予算額)/1施設(補助対象)=162,947千円		
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	医療施設運営費等補助金(一般会計)	4,834	7,933	日本再生戦略に関する「特別重点要求」(ライフ分野) 5,360(百万円)			
	医療施設運営費等補助金(復興特会)	0	444				
	諸謝金	3.3	3.3	○臨床研究中核病院整備事業(一般会計)			
	職員旅費	0.8	0.8	対象施設数の増・事業内容の見直しによる減			
	委員等旅費	3.4	3.0	○臨床研究中核病院整備事業(復興特会)			
	医薬品審査等業務庁費	0.0	0.5	事業内容の見直しによる減			
医療施設運営費等補助金(復興庁計上)	511	0.0	○早期・探索的臨床試験拠点整備事業				
計	5,353	8,384	事業内容の見直しによる減				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際水準 (ICH-GCP準拠) の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担う基盤となる臨床研究中核病院の創設を「社会保障・税一体改革成案」において求められていることなどから、優先度が高い事業である。 ・国際水準 (ICH-GCP準拠) の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担う基盤となる臨床研究中核病院の創設を「社会保障・税一体改革成案」において求められていることなどから、本事業は国で行うべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に必要な基準額の設定を行っている。 ・交付要綱において補助対象等を定めているので負担関係は妥当である。 ・地域の実情に応じて都道府県が補助先等を選定しており、また概算払いも可能となっていることから、支出を委任している都道府県において、合理的に支出されているものとする。 ・補助事業であり、交付申請書を審査して事業に必要なものに限定して交付決定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業での実施が最も有効である。 ・効率的な治験環境の整備により、治験届出数は増加しており、一定の成果が見られている。 ・当初見込みどおりの実績となっている。 ・臨床研究中核病院等、研究機関の体制整備を行うことにより質の高い臨床研究、治験が実施出来るようしている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>医薬品等治験基盤整備事業については、平成24年度で廃止。</p> <p>事業目的の実現や効果の観点からの検証は、事業終了後、補助事業者からの事業実績報告書に基づき行われている。今後とも、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」、「医療イノベーション5か年戦略」等に基づいた事業の運用を行っていくことが重要。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	臨床研究拠点等整備事業については、治験・臨床研究基盤の強化を図るための事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	臨床研究拠点等整備事業については、引き続き効率的な執行に努める。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>○事業仕分け第3弾:事業番号A-16「治験拠点病院活性化事業費」</p> <p>評価結果:予算要求の縮減</p> <p>とりまとめコメント:多くの評価者が治験拠点病院の体制整備の重要性は共有しているが、事業自体の効果は大変疑わしいということが相当共通する意見。また、製薬会社がより負担してできるのではないかとこのも共通する意見。ただ、来年度終了するということに鑑み、予算縮減、その割合については特に明確にはしないという判定をさせていただきたい。</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	229、230	平成23年行政事業レビュー	0206

厚生労働省
3,363百万円

〔臨床研究拠点等整備事業の実施の補助〕

(補助)

A. 治験拠点病院(20病院)
298百万円

〔治験拠点病院活性化事業の
実施〕

(補助)

B. 臨床研究機関(7)
3,065百万円

〔グローバル臨床研究拠点等整備事業の実

(随意契約)

C. 株式会社(8)
29百万円

〔グローバル臨床研究拠点等整備事業の実

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.自治医科大学附属病院			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	給与等	15			
その他	旅費、需用費、使用料及び賃借料	0			
計		15	計		0
B.学校法人慶應義塾			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品購入費	臨床試験備品	417			
人件費	給与等	69			
旅費	職員旅費等	57			
委託料	臨床試験システムバリデーション等	42			
役務費	国債テレビ会議通信費等	26			
賃金	研究職員賃金等	19			
使用料及び賃借料	医療機器使用料等	8			
その他	需用費、講師謝金等	5			
計		643	計		0
C.株式会社あずも臨床薬理研究所			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	治験病床構築支援業務	10			
計		10	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人自治医科大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
2	国立大学法人浜松医科大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
3	国立大学法人名古屋大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
4	国立大学法人三重大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
5	公立大学法人大阪市立大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
6	学校法人近畿大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
7	地方独立行政法人大阪府立病院機構	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
8	国立大学法人岡山大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
9	国立大学法人広島大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		
10	国立大学法人徳島大学	治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等	15		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人慶應義塾	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	643		
2	独立行政法人国立がん研究センター	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	550		
3	国立大学法人東京大学	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	510		
4	国立大学法人大阪大学	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	510		
5	独立行政法人国立循環器病研究センター	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	510		
6	学校法人北里研究所	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	173		
7	独立行政法人国立成育医療研究センター	治験、臨床研究に携わる人材育成・確保、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整等の体制整備	170		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社あすも臨床薬理研究所	治験病床構築支援業務等	10	随意契約	
2	株式会社UMC	早期探索的臨床試験施設の開設支援業務	4	随意契約	
3	株式会社d-Solutions	Medidata Raveを用いた医師主導治験に必要なSOPの作成支援	4	随意契約	
4	株式会社アジャスト	Web割付システム	3	随意契約	
5	富士通株式会社	治験病棟システム設計業務	3	随意契約	
6	株式会社ジェービーエス	臨床研究に係わるファイナンス管理業務	3	随意契約	
7	株式会社CSセンター	International Conference on Affective Disorders (シンポジウム)のための企画運営	2	随意契約	
8	株式会社ジー・サーチ	Webサイト・Webシステム運用のQ&Aサポート	0.6	随意契約	

【事業概要】

臨床研究拠点等整備事業

<p>事業概要</p>	<p>○臨床研究中核病院整備事業(平成24年度～) 臨床研究中核病院において、大学等発シーズによる国際水準の臨床研究等を行う実施体制を構築するために、医療機関の人材確保、運営に必要な経費について財政支援を行い、実施体制を整備する。 ※24年度は一部復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行</p> <p>○早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度～) 早期・探索的臨床試験拠点において、我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するために、大学・研究所発又はベンチャー企業発のシーズについて、そのエビデンスを医師主導治験により確立出来る体制の整備を行う。</p> <p>○日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業(平成24年度～) 日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質向上のためのエビデンス確立を図るため、日本主導のグローバル臨床研究を実施する体制を整備する。</p> <p>○医薬品等治験基盤整備事業(平成22年度～平成24年度) 治験の集約的管理を実施できる医療機関に対し、複数の医療機関の間で「分散」「遅延」しがちな治験・臨床研究を「一括」「迅速」「国際共同」で実施可能にするために必要な管理・支援体制の整備及び維持に必要な人件費等の補助を行い、治験基盤の整備を行う。</p> <p>○グローバル臨床研究拠点整備事業(平成21年度～平成23年度) グローバル臨床研究拠点において、治験、臨床研究に携わる人材育成・確保(医師を含む)、国内外の臨床研究機関間の連絡・調整、臨床研究の実施に必要な医療機関ネットワークの構築、拡大、国際共同臨床研究関連業務のIT化等の体制整備を行う。</p> <p>○治験拠点病院活性化事業(平成19年度～平成23年度) 治験拠点病院における治験、臨床研究に携わる人材育成及び確保、治験等にかかる手続きのIT化、治験・臨床研究に関する医療機関間の情報交換の促進等を通じて、治験・臨床研究の体制整備を行う。</p> <p>※補助率 100%</p>
-------------	---

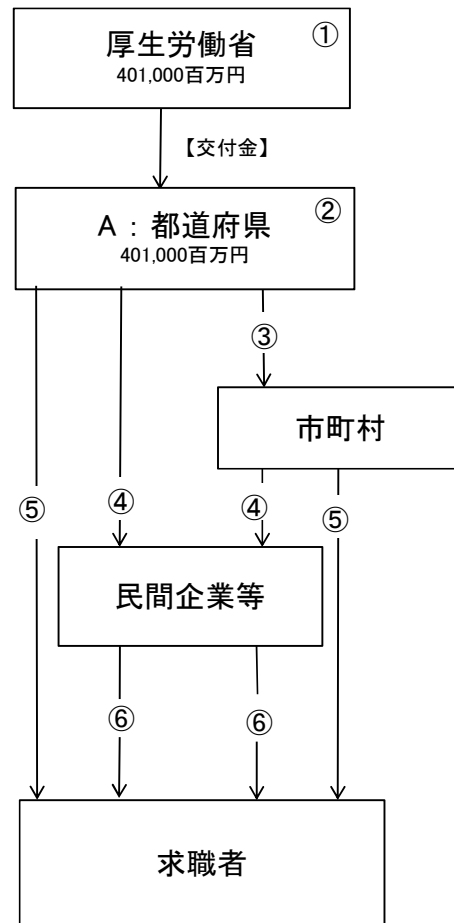
平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	重点分野雇用創造事業費（復興関連事業）		担当部局	復興庁／厚生労働省職業安定局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23～27年度		担当課室	括官付参事官(予算会計担当)／地域雇用対策室		尾関 良夫 (復) 宮本 悦子 (厚)	
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	II-1-2 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-		関係する計画、 通知等	・「復興への提言」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議決定) ・「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)			
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	被災された方々を含め、震災等の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図ること及び被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先進的な雇用復興を支援する。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	国が交付する交付金を財源とし、都道府県に基金を設置し、別添の事業を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算			401,000		
		繰越し等					
		計			401,000		50000(復興庁計上)
	執行額			401,000			
	執行率(%)			100.0%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	雇用創出数において、震災等緊急雇用対応事業でのべ15万人、雇用復興推進事業でのべ10万人を目標。本事業は、平成27年度末までの事業であり、単年度で成果を求めるものではないため、現時点での成果指標は示せない。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	事業数、雇用創出数、事業費 ※本事業は、交付金を財源に都道府県に造成された基金を活用して地方自治体を実施するものであるため、23・24年度見込みが算出できない。		活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-
単位当たり コスト	-		算出根拠	-			
平成24・25年度 予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金		50,000				
	職員旅費		0.3				
	計	0	50,000.3				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災発生後、被災求職者等の雇用創出を図るべく、複数の都道府県より積み増し等の要望がなされていること。また、緊急的な雇用創出のみならず、将来の正規雇用化を見据えた本格的な雇用創出について、被災地から要望等がなされている。
	—	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	都道府県に基金を造成する事業であるため、支出先は都道府県となっている。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	—	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	既に行われている重点分野雇用創出事業のスキームを活用して実施している。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本事業は、平成27年度末までの事業としている。		
予算監視・効率化チームの所見			
—			—
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			—
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	365	平成23年行政事業レビュー	0330

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)



- ①厚生労働省は都道府県からの交付申請に基づき交付決定
- ②都道府県は交付金を財源として基金を造成
- ③都道府県は事業実施する市町村に対して補助
- ④都道府県又は市町村は事業を民間委託して委託費を当該企業に交付
(人件費(賃金、諸手当、社会保険料等)、事業費等)
又は雇入れに係る費用を助成
- ⑤都道府県又は市町村は事業を直接実施して離職者を雇用し給与を支給
- ⑥事業委託された企業は事業を実施して離職者を雇用し給与を支給

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	都道府県への交付金	401,000			
計		401,000	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	交付金	94,550		
2	福島県	交付金	93,870		
3	岩手県	交付金	61,580		
4	茨城県	交付金	13,700		
5	東京都	交付金	8,680		
6	青森県	交付金	7,510		
7	栃木県	交付金	6,490		
8	埼玉県	交付金	5,930		
9	北海道	交付金	5,460		
10	神奈川県	交付金	5,420		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金		担当部局庁	復興庁/厚生労働省老健局			作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度(平成24年度末)		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/ 高齢者支援課・振興課			統括官付参事官(予算会計担当) 尾関 良夫 高齢者支援課長 深澤 典宏 振興 課長 川又 竹男
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	平成22年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について(平成22年12月22日厚生労働省発老1222第1号厚生労働事務次官通知) 平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について(平成21年8月20日老発0820第5号厚生労働省老健局長通知)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等を支援し、また特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修等を支援するとともに、地域資源を活用したネットワーク体制の整備や先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援等、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成等を行うための基金の造成に要する経費を24年度まで延長し、都道府県に交付するもの。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添資料参照						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	/	3000 (復興庁計上)
		補正予算	/	50,212	18,906	/	/
		繰越し等	/	/	/	/	/
		計	/	50,212	18,906	/	3000
	執行額		/	50,212	18,906	/	/
	執行率(%)		/	100%	100%	/	/
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	なし。 (都道府県が設置する基金への積み増しを行うことを目的として交付したものであるため)。			成果実績	-	-	-
				達成度	%	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	なし。 (都道府県が設置する基金への積み増しを行うことを目的として交付したものであるため)。			活動実績 (当初見込み)	-	-	-
						(-)	(-)
単位当たりコスト	-		算出根拠	-			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金		3000	介護等のサポート拠点の設置・運営に係る経費について財政支援を行うための積み増し			
	計			3000			

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国が基金を造成するための交付を行うことで、市町村が地域の実情に合わせた整備ができるように支援しており、国民への福祉サービスの向上が図られている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被災地の早期復興のためには、国が基金への積み増しを行う必要がある。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	-
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	市町村が介護基盤を整備するために必要な経費については運営要領に規定している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	被災地における復興を促進させるためには、この方法が妥当である。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	被災地におけるまちづくりや介護等のサポート拠点の整備に必要な事業であり、復興の一助となる事業であるため、適切に執行して参りたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業については、必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	917

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
18,906百万円

(交付)

A.都道府県
10団体
18,906百万円
[基金の造成]

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.宮城県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
基金繰入金	基金の造成費	6,040			
計		6,040	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	宮城県	基金の造成費	6,040		
2	岩手県	基金の造成費	5,950		
3	福島県	基金の造成費	5,470		
4	長野県	基金の造成費	264		
5	千葉県	基金の造成費	261		
6	茨城県	基金の造成費	261		
7	青森県	基金の造成費	201		
8	栃木県	基金の造成費	201		
9	新潟県	基金の造成費	201		
10	北海道	基金の造成費	61		

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算額 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県
（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

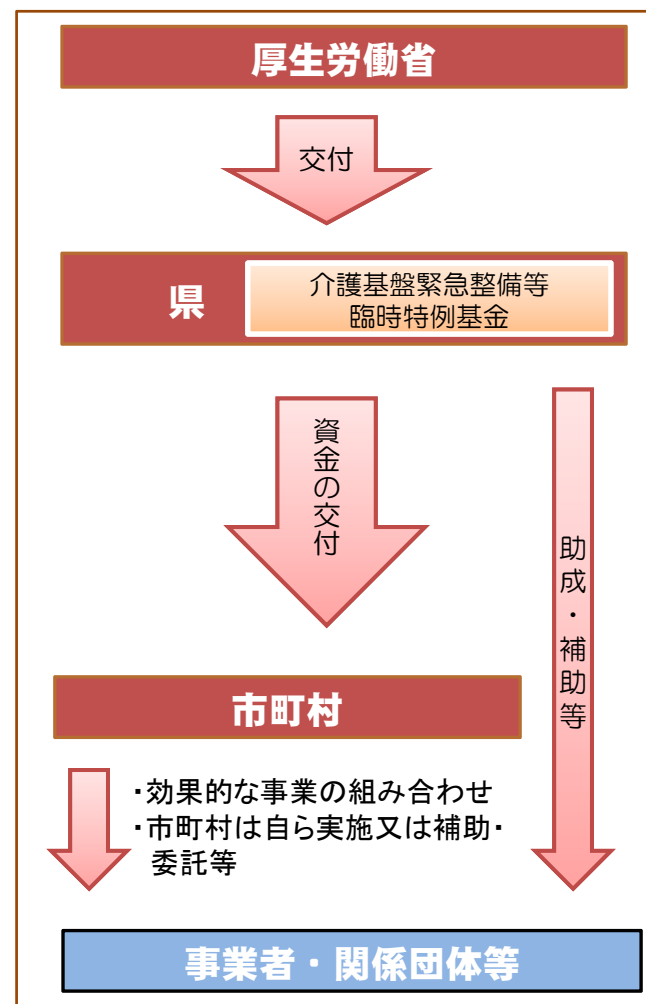
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティーの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

<参考>事業実施までの流れ



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第三次補正予算
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（相談・配食等の生活支援）の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先**： 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業 ※）
⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長
※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正（被災者支援）70億円
- **対象地域**： 特定被災地方公共団体を有する道県
- **事業内容**

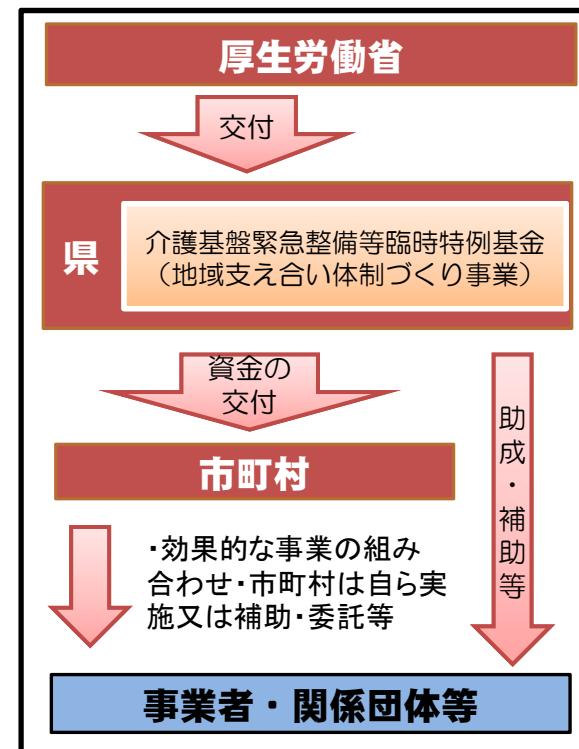
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域（日常生活圏）に必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケア）の実現・再構築に資するため、高齢者等のニーズ調査や地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ



仮設住宅へのサポート体制について

- ・ 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進。
- ・ 平成23年度第一次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、**地域支え合い体制づくり事業**(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に**70億円**を計上。
→ 平成23年6月24日に、被災県に対して全額交付済。
- ・ 平成23年度第三次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、**地域支え合い体制づくり事業**(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に**90億円**を計上。
- ・ **介護等のサポート拠点の取組状況は、被災3県で合計101ヶ所が設置される予定。(12月7日現在)**
(内訳)岩手県26か所、宮城県50か所、福島県25か所



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

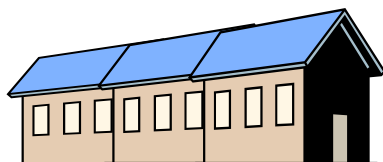
介護施設等の復興施策について

- 被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、23年度第3次補正予算において、「介護基盤復興まちづくり整備事業」(28.5億円)を計上。
(※なお、復興庁所管の東日本大震災復興交付金においても同事業を計上。どちらを活用するかは自治体の判断に委ねられる。)
- 当該事業は、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援するもの。

- 各県に造成している「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」より支援(24年度までの支援)
- 対象地域 : 岩手県、宮城県、福島県
- 助成金額 : 1計画あたり 3,000万円

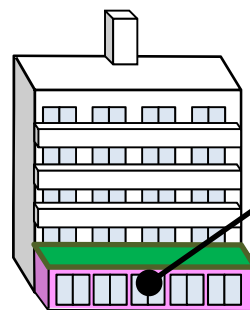
事業の実施イメージ (例)

復旧段階



※仮設住宅に「介護等のサポート拠点」が併設

復興



<高齢者住宅等>

<被災地の復興に当たり、高齢者住宅等の整備に併せて、以下の拠点を整備>

24時間対応の訪問介護拠点

(福祉避難所を兼ねた)
地域交流拠点

配食サービス拠点

高齢者の見守り・相談拠点

(グループホーム)

(小規模多機能)

「介護基盤復興まちづくり
整備事業」で整備

既存の基金を
有効活用して
整備

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	障害者等災害臨時特例補助金		担当部局庁	復興庁/厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/障害福祉課		尾関 良夫 (復) 土生 栄二 (厚)	
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第31条、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条第1項第2号、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の11、第21条の6、第24条の5、第27条第1項第3号及び第2項		関係する計画、通知等	「平成24年度障害者等災害臨時特例補助金の国庫補助について」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した者について、地方公共団体が障害児通所給付費等及び介護給付費等の免除を行うことにより、障害児者が適切なサービス提供を受けられる環境整備を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域等に住所を有する障害福祉サービス等の利用者について、市町村が利用者負担の免除を行った場合は、利用者負担相当額について国がその全額補助する。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算			15.5(復興庁計上)	15.5(復興庁計上)	
		補正予算			20(厚生労働省計上)		
		繰越し等					
	計			120	15.5(復興庁計上)	15.5(復興庁計上)	
	執行額			92.3			
執行率(%)			76.6				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	利用者負担の免除については、各自治体において対象者を把握し、免除を行うものであり、国で一律の目標を定める趣旨の事業ではない。	成果実績		—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	利用者負担の免除を行った人数	活動実績(当初見込み)		—	—	5796	—
単位当たりコスト	—	算出根拠	—				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	障害福祉サービス等の利用者負担の減免	15	15				
	計	15	15				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・ 状況・ 予算の 状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災者に利用者負担及び自己負担を求めることは、多大な被害を受けた被災者にさらなる負担を強いることになるため、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	利用者負担及び自己負担の免除は国全体として取り組むべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の 流れ、 費目・ 使	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	利用者負担の免除を目的とした事業であり、費目・使途は利用者負担の免除に限定されている。
活動実績、 成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	被災者の利用者負担の免除は引き続きニーズの高い事業であり、平成24年度においても継続する。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は、東日本大震災により被災した者について、地方公共団体が障害児通所給付費等及び介護給付費等の免除を行うものであり、必要性や執行の観点からも適切であることから、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	0109

※平成23年度実績を記入

厚生労働省 120百万円(平成23年度補正予算額)

- ・市区町村に対する交付決定
- ・都道府県に対する交付決定通知依頼の発出

【負担金交付決定通知発出を依頼】

A 都道府県

- ・市区町村に対し、交付決定通知を発出

【交付決定通知】

C 市区町村

- ・被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担の減免
- ・被災した障害者等の施設入所に係る食費等の自己負担額の減免

【交付決定通知】

B 政令指定都市・中核市

- ・被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担の減免
- ・被災した障害者等の施設入所に係る食費等の自己負担額の減免

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. 福島県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
障害者等災害 臨時特例補助金	食費等実費	4			
障害者等災害 臨時特例補助金	利用者負担	3			
計		7	計		0
B. いわき市			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
障害者等災害 臨時特例補助金	食費等実費	7			
障害者等災害 臨時特例補助金	利用者負担	2			
計		9	計		0
C. 南相馬市			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
障害者等災害 臨時特例補助金	食費等実費	9			
障害者等災害 臨時特例補助金	利用者負担	3			
計		12	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	7.3		
2	宮城県	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	1.2		
3	岩手県	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.6		
4	山梨県	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.1		
5	石川県	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.05		
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	いわき市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	9.4		
2	仙台市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	5.8		
3	神戸市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.4		
4	郡山市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.3		
5	盛岡市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.06		
6	旭川市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.03		
7	松山市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.03		
8	船橋市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.02		
9	相模原市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.01		
10	千葉市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	0.01		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	南相馬市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	11.8		
2	富岡町	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	8.3		
3	飯館市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	4.8		
4	浪江町	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	4.6		
5	気仙沼市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	4.5		
6	大槌町	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	2.8		
7	楢葉町	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	2.7		
8	名取市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	2.4		
9	宮古市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	2.3		
10	石巻市	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担及び施設入所に係る食費等の自己負担額の減免	1.9		

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金		担当部署	復興庁/厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/障害福祉課		尾関 良夫(復) 土生 栄二(厚)		
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第48条第1項、第3項及び第5項		関係する計画、通知等	「平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等の国庫補助について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した被災事業所等の事業再開に当たって必要な設備の復旧を行い、被災地における障害福祉サービスの確保を図るとともに、非常用自家発電機の設置に対する支援を行い、人工呼吸器等の機器を必要とする障害者・児の生命及び健康の保持に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙のとおり							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	/	/	561(復興庁計上)
		補正予算	/	/	3,030	/	/	
		繰越し等	/	/	/	2,294	/	
		計	/	/	3,030	2,294	561(復興庁計上)	
	執行額	/	/	916	/	/		
	執行率(%)	/	/	30.2%	/	/		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	障害者支援施設等の被害状況		成果実績	百万円	—	—	916	2,114
			達成度	%	—	—	30.2%	/
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	災害復旧実績		活動実績(当初見込み)	百万円	—	—	916	—
					()	()	(3,030)	()
単位当たりコスト	1,978,149(円/1事業所当たり)		算出根拠	915,883,000(H23交付決定)/463(補助対象事業所数)				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	障害者支援支援施設等の事業復旧にかかる設備整備	/	561					
	障害者支援施設等における自家発電機の設置	/						
計		561						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、東日本大震災により被災した被災事業等の事業再開等を目的としており、優先度は高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業は、東日本大震災により被災した被災事業等の事業再開等を目的としており、国が実施すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	被災事業所の用地の関係や資材の入手難により、申請できなかったものがあつたため執行率は30.2%に止まった。
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	被災自治体みずから、管内の被災施設等を把握し、復旧の必要性を判断のうえ申請が行われているところであり、支出先の選定は妥当である。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	各自治体から申請を受け付けているところであり、単位あたりコストの水準は妥当である。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	東日本大震災の未曾有の被害状況に鑑み、被災した施設等の設備の復旧を目的に、通常の負担割合ではなく、補助率の高上げを行い事業者及び自治体の負担軽減を図るものであることから妥当である。
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	各自治体へ交付決定しており、自治体から事業所へ適切に支出されている。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業は、東日本大震災により被災した被災事業等の事業再開等に必要なものに限定している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業は、東日本大震災により被災した被災事業等の事業再開等を目的としており、H23年度に463事業所に対して交付決定を行った。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	H23年度に申請ができなかったものについては、H24年度に繰り越すことにより、申請を受け付ける予定としている。
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	被災事業所の用地の関係や資材の入手難により、申請できなかったものがあつたため執行率は30.2%に止まった。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	被災した施設の復旧や事業再開支援が目的であるため、十分に活用されている。
点検結果	被災地の沿岸部や福島県において、建物制限や原発避難区域の設定などにより、事業所再開の用地の確保(特定)ができないもの、また施設の復旧が今年度内で終わる見込みが立てられなかったことなどにより、達成度は30.2%となった。しかしながら、H23年度に申請ができなかったものについては、H24年度に繰り越し、24年度においても事業の実施が可能となっていることから、被災自治体の復旧・復興計画が策定されるのを待って申請を受け付ける予定としている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は、東日本大震災により被災した被災事業等の事業再開等を目的としており、必要性や執行の観点からも適切であることから、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	67

※平成23年度実績を記入

厚生労働省 3,030百万円(平成23年度補正予算額)

・都道府県、指定都市、中核市に対する交付決定



【補助】

A 都道府県、指定都市、中核市(16) 916百万円

・障害者支援施設等の復旧に係る施設整備
・障害者支援施設等の事業復旧にかかる設備

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。費目
 と使途の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A.岩手県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	障害者支援支援施設等の事業復旧にか かる設備整備	157.6			
補助金	障害者支援施設等における自家発電 機の設置	0.2			
計		158	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩手県	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業	158		
2	宮城県	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業	157		
3	仙台市	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業	103		
4	福島県	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業、線量計整備事業	75		
5	千葉県	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業	64		
6	栃木県	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業	55		
7	東京都	障害者支援施設等自家発電装置整備事業	46		
8	埼玉県	障害者支援施設等自家発電装置整備事業	46		
9	静岡県	障害者支援施設等自家発電装置整備事業	42		
10	いわき市	障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業、障害者支援施設等自家発電装置整備事業、線量計整備事業	37		

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金 (復興関連事業)	担当部局	復興庁 ／厚生労働省雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	統括官付参事官(予算会計担当) ／総務課	尾関 良夫(復) 伊藤 善典(厚)			
会計区分	一般会計(平成23年度、平成24年度)・ 特別会計(平成25年度)	施策名	Ⅲ-1-2 地域における子ども・子育て支援策を推進する				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	—	関係する計画、 通知等	平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金の交付について(平成23年6月15日厚生労働省発雇児0615第3号)				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	東日本大震災により被災した児童福祉施設等について、当該事業の復旧に要する初期契約費用(礼金、手数料)、再開等準備費用の一部を補助することで事業再開に向けた支援を行い、もって東日本大震災の被災地における子育て支援サービスの確保等を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	被災した児童福祉施設等について、その復旧に要する礼金や手数料といった初期契約費用、再開等準備経費(賃金、移転料、改修費、備品費等)に対する補助を行うもの。 ○実施主体 県、指定都市、中核市 ○補助率 定額						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算					140 (復興庁計上)
		補正予算			2,307		
		繰越し等			▲ 972	972	
		計			1,335	972	140
		執行額			478		
	執行率(%)			35.8%			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	本事業は東日本大震災の被災地における子育て支援サービスの復旧を目指すものであり、成果目標を設定することは馴染まない。	成果実績	—	—	—	—	—
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	交付決定施設数	活動実績 (当初見込み)	施設	—	—	610 (722)	— (112)
単位当たり コスト	— (円/)	算出根拠	—				
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金	—	140	被災した児童福祉施設等の復旧に要する初期契約費用、再開等準備経費として、平成25年度に必要な費用を要求しているため。			
	計	—	140				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災した児童福祉施設等の事業再開に要する費用を補助するものであるため、被災地のニーズがあり、優先度も高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	地方自治体や社会福祉法人等が設置した施設が被災した場合に補助を行うものであり、国が支援する必要がある。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	被災施設が事業再開に係る補助を要することが予定よりも少なかったため、不用額を生じた。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	－
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	－
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	一施設当たりの基準額を設定し、基準額をこえる部分については、設置者の負担としている。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	老朽化による買い換え等、被災した施設の事業再開に関連のない経費は対象外としている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	施設の復旧費の一部を補助するものであるため、効果が高い。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	－
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	被災施設数を元に見込みをたてており、見込みと実績の乖離は少ない。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	－
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名 ー	－
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	震災以前に使用されていた施設の事業再開に係る費用であるため、成果物は十分活用されている。	
点検結果	東日本大震災の被災地における子育て支援サービスの確保等を図るために、本事業の実施が必要である。各点検項目により事業を評価した結果、事業の実施は妥当であると考えられる。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、執行率を上げる工夫・改善を図ること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
－			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	－	平成23年行政事業レビュー	新23-073、復興-12

厚生労働省
478百万円

〔 交付申請書の審査、交付決定 〕



【補助】

A

都道府県、指定都市、中核市
<16件>
478百万円

〔 被災した子育て関連施設等の復旧 〕

(参考)

〔 書類審査、助成の決定 〕

初期契約費用、再開等準備経費の支払い

市区町村、社会福祉法人等



業者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A. 福島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
需用費	再開等準備経費	252			
計		252	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	再開等準備経費	252		
2	宮城県	再開等準備経費	91		
3	仙台市	再開等準備経費	47		
4	栃木県	再開等準備経費	26		
5	茨城県	再開等準備経費	22		
6	岩手県	再開等準備経費	20		
7	いわき市	再開等準備経費	8		
8	青森県	再開等準備経費	6		
9	郡山市	再開等準備経費	4		
10	千葉県	再開等準備経費	1		

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	介護保険災害臨時特例補助金	担当部局	復興庁/厚生労働省老健局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/介護保険計画課	尾関 良夫(復) 度山 徹(厚)			
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計	施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	関係する計画、通知等	介護保険災害臨時特例補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う第一号保険料の減免や利用者負担の免除等の措置等に対して補助することにより、介護保険事業運営の安定化を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が第一号保険料や利用者負担を減免した場合に、当該減免額に対して財政支援を行う。 ※平成24年度は、原発事故の警戒区域等の被保険者の第一号保険料や利用者負担を減免した場合に、当該減免額に対して財政支援を行う。なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算			4,204 (復興庁計上)	4204 (復興庁計上)	
		補正予算			23,108 (厚生労働省計上)		
		繰越し等					
	計			23,108	4,204	4,204	
	執行額			20,767			
執行率(%)			89.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	成果実績			-	-	-	-
	達成度	%		-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	活動実績			-	-	-	-
	(当初見込み)						
単位当たりコスト	-		算出根拠		-		
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	介護保険災害臨時特例補助金	4,204	4,204	精査中			
	計	4,204	4,204				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災した被保険者の保険料、利用者負担の減免に必要な事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	被災した被保険者を財政支援するものであり、国費で対応する必要がある。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	予算積算において仮定した減免対象者数に比べ、実際の減免対象者数が少なかったことによるもの。
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	保険者が被災被保険者の第一号保険料や利用者負担を減免等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として真に必要なものに限定している。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	-
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっている ※類似事業名とその所管部局・府省名	- -
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	<p>東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う第一号保険料の減免や利用者負担の免除等の措置等に対して補助することにより、介護保険事業運営の安定化を図るための経費としては、概ね妥当なものである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業については、必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	新23-0074

【平成23年度】

厚生労働省
20,767百万円

〔 減免した第1号被保険者の保険料や利用者負担額に相当する額を財政支援〕



【 交付 】

A. 介護保険者(市町村)
(全国524保険者)
20,767百万円

〔 保険者として第1号被保険者の保険料の減免や利用者負担額の免除等を行う〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. (仙台市)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	第一号保険料の減免の措置	1,450			
補助金	利用者負担額の免除の措置	1,428			
補助金	施設入所等に係る食費・居住費等の減免の措置	1,152			
補助金	保険者機能復旧等のために必要な経費	39			
計		4,069	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記
 載する。費目と使途の
 双方で実情が分かるよ
 うに記載)

支出先上位10者リスト

A.

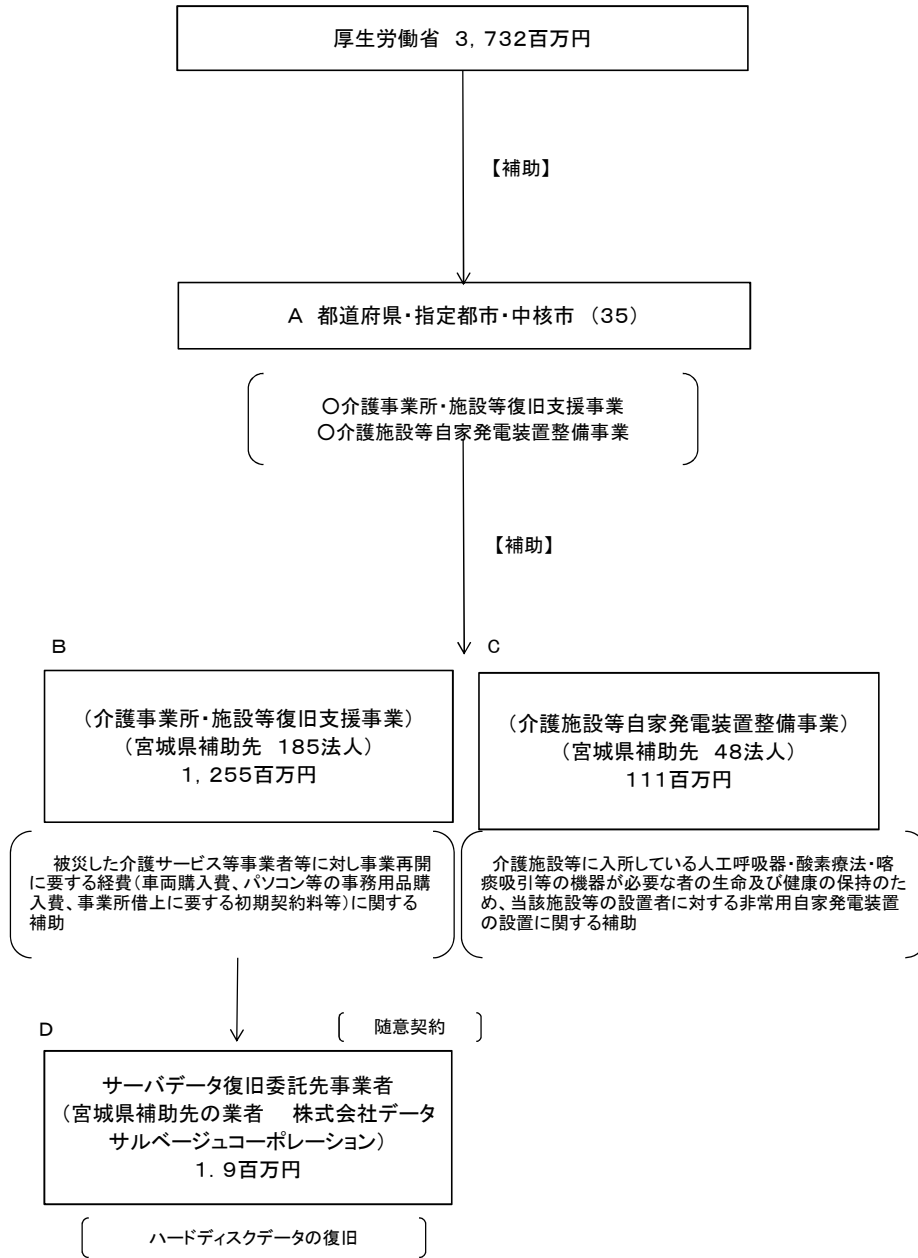
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	仙台市	保険料減免等に対する財政支援	4,069		
2	いわき市	保険料減免等に対する財政支援	2,366		
3	石巻市	保険料減免等に対する財政支援	1,674		
4	南相馬市	保険料減免等に対する財政支援	1,241		
5	浪江町	保険料減免等に対する財政支援	619		
6	気仙沼市	保険料減免等に対する財政支援	587		
7	東松島市	保険料減免等に対する財政支援	528		
8	宮古市	保険料減免等に対する財政支援	410		
9	須賀川市	保険料減免等に対する財政支援	350		
10	大槌町	保険料減免等に対する財政支援	331		

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	介護施設等復旧支援事業費等補助金		担当部局庁	復興庁/厚生労働省老健局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当) /振興課・老人保健課		統括官付参事官(予算会計担当) 尾関 良夫 振興課長 川又 竹男 老人保健課長 宇都宮 啓	
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-		関係する計画、 通知等	平成23年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について(平成23年5月26日厚生労働省発老0526第2号)			
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	東日本大震災により被災した介護サービス事業者等の事業再開に対する支援を行い、被災地における介護サービス等の確保を図ること並びに人工呼吸器等の機器が必要な者が入所している介護施設等に対し、非常用自家発電装置の設置に対する支援を行い、入所者の生命及び健康の保持に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	別紙						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	/	/	/	/	333.5 (復興庁計上)
		補正予算	/	/	12,856	/	/
		繰越し等	/	/	△ 1,629	1,629	/
		計	/	/	12,856	1,629	333.5
	執行額	/	/	3,732	/	/	
	執行率 (%)	/	/	29.0%	/	/	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標	/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	予算を適切に執行することにより、東日本大震災で被災した介護サービス事業所等の事業再開及び介護施設における非常用自家発電装置の設置を迅速かつ円滑に進める。※復旧が必要な事業所に対して復旧支援することとしており、定量的な指標の設定にはなじまない。	成果実績	%	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	予算を適切に執行することにより、東日本大震災で被災した介護サービス事業所等の事業再開及び介護施設における非常用自家発電装置の設置を迅速かつ円滑に進める。※復旧が必要な事業所に対して復旧支援することとしており、定量的な指標の設定にはなじまない。	活動実績 (当初見込み)		-	()	()	()
単位当たり コスト	-		算出根拠	-			
平成 24 ・ 25 年 度 予 算 内 訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	介護事業所・施設等復旧支援事業	0	333.5	25年度に復旧見込のある介護サービス事業所等について必要な箇所数を見込み、新たに計上したもの。			
	計	0	333.5				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災において被災した介護サービス事業所等の復旧支援を行い、迅速に被災地の高齢者に対し介護サービスの確保を行うこと及び介護施設への非常用自家発電装置の設置を行い人工呼吸器等の機器を必要とする入所者の生命及び健康を保持することは喫緊の課題である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	東日本震災の被害・影響の重大さ及び広域性を鑑みれば国が実施すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	平成23年度においては、当初見込んでいた事業所・施設数と同等以上の事業所・施設に対して交付決定を行ったところであるが、実際の所要額が交付要綱上の基準額を下回る事業所・施設が多くあったため、全体の金額に不用が生じた。なお、予算額の一部について、平成24年度に繰越を行っている。
資金の流れ、費目・用途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	必要なものみに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	介護サービス事業所等の復旧支援や介護施設への非常用自家発電装置の設置を被災地の自治体が独自に行うことは困難であり、この手段が妥当である。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	介護、障害福祉、子育て支援事業者等の復旧支援及び医療機関・介護施設における自家発電装置の整備について、それぞれのサービスごとの特性に応じた事業を実施し、適切に役割分担を行っている。
		※類似事業名とその所管部局・府省名	障害者支援施設等自家発電装置整備事業 等 障害保健福祉部 等
-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果		<ul style="list-style-type: none"> ・実際に執行されている事業の内容が、過去の事業仕分けの結果や横断的な見直し基準等を踏まえたものになっているか。 ・本事業は、東日本大震災により被災した介護サービス事業所等の復旧に資するために緊急的に実施する事業である。 ・執行面において既に明らかになった課題はないか、またその課題に迅速かつ適切に対応しているか。 ・本事業は実施主体である都道府県・指定都市・中核市から事業の実施に当たり疑義の生じた事項について、Q&Aを发出し適切な対応を行っているとともに、適宜速やかに照会への回答を行っている。 ・事業の成果目標が立てられているか。 ・予算の適切な執行を行い、本事業の目的を迅速に達成することとしている。 ・不用額について 不用額を生じたのは、当初見込んでいた介護施設等の数と同等以上の介護施設等に対して交付決定を行っているところであるが、実際の所要額が交付要綱上の基準額を下回る事業所・施設が多くあったためであり、需要は満たされているところ。なお、介護事業所・施設等復旧支援事業については、平成23年度中に事業再開できない事業所があることから、平成24年度に16億円の繰越を行っているところ。 	
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		本事業については、東日本大震災により被災した介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援などを行う事業であり、必要性の観点からの評価について概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り		-	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	新23-0075

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)



A.宮城県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助	介護事業所・施設等復旧支援事業	1,255.7			
補助	介護施設等自家発電装置整備事業	111.7			
計		1,367.4	計		0
B.社会福祉法人みずほ			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品購入費	車両等	58.4			
委託料	サーバーデータ復旧費	1.9			
需用費	消耗品費等	0.5			
計		60.8	計		0
C.医療法人仁泉会			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品購入費	自家発電装置等	8.6			
計		8.6	計		0
D.株式会社データサルベージュコーポレーション			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
需用費	ハードディスクデータ復旧	1.9			
計		1.9	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	1367		
2	岩手県	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	436		
3	仙台市	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	425		
4	福島県	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	327		
5	いわき市	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	249		
6	東京都	介護施設等自家発電装置整備事業	204		
7	栃木県	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	98		
8	秋田県	介護施設等自家発電装置整備事業	89		
9	山形県	介護施設等自家発電装置整備事業	65		
10	茨城県	介護事業所・施設等復旧支援事業、介護施設等自家発電装置整備事業	55		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会福祉法人みずほ	介護事業所・施設等復旧支援事業	61		
2	社会福祉法人気仙沼市社	介護事業所・施設等復旧支援事業	53		
3	医療法人社団健育会	介護事業所・施設等復旧支援事業	44		
4	ばんぶきん株式会社	介護事業所・施設等復旧支援事業	42		
5	社会福祉法人大和福壽会	介護事業所・施設等復旧支援事業	40		
6	社会福祉法人みやぎ会	介護事業所・施設等復旧支援事業	37		
7	有限会社緑三松	介護事業所・施設等復旧支援事業	37		
8	有限会社井上枝健	介護事業所・施設等復旧支援事業	34		
9	株式会社たんぽぽ	介護事業所・施設等復旧支援事業	33		
10	医療法人社団仁命会	介護事業所・施設等復旧支援事業	33		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療法人仁泉会	介護施設等自家発電装置整備事業	8.6		
2	社会福祉法人旭壽会	介護施設等自家発電装置整備事業	8.5		
3	社会福祉法人みやぎ会	介護施設等自家発電装置整備事業	5.7		
4	医療法人社団畑山医院	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		
5	社会福祉法人豊明会	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		
6	医療法人社団弘慈会	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		
7	医療法人社団湖聖会	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		
8	社会福祉法人大和福壽会	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		
9	社会福祉法人向陽会	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		
10	加美郡保健医療福祉行政事務組合	介護施設等自家発電装置整備事業	4.5		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社データサルベージュ・ボレーション	ハードディスクデータ復旧	1.9	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別紙

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

東日本大震災の被災地における介護サービスの確保のため、被災した介護サービス等事業者等に対し事業再開に要する経費(車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等)に関する補助を行い、復旧支援を行う。

※補助率 定額補助(介護サービス等ごとに定める額 [例]訪問介護700万円/箇所、通所介護800万円/箇所)

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

東北電力及び東京電力の電力供給区域に所在する介護施設等に入所している人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の機器が必要な者の生命及び健康の保持のため、当該施設等の設置者に対し非常用自家発電装置の設置に関する補助を行い、計画停電等に対応できる環境を整える。

※補助率 2分の1(基準額900万円)

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	介護報酬等支払業務支援事業		担当部局	復興庁／厚生労働省老健局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)／介護保険計画課		尾関 良夫(復) 度山 徹(厚)		
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	介護保険法第41条第10項及び第176条等		関係する計画、 通知等	介護保険事業費補助金の国庫補助について				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	東日本大震災の被災保険者における介護保険制度の円滑かつ安定的な運営に資することを目的として、被災保険者の国民健康保険団体連合会に対する介護給付費等の円滑な支払を確保するもの。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	被災保険者が国民健康保険団体連合会に対し、介護給付費等を支払えない場合に、国民健康保険団体連合会が介護サービス事業者等に対して行う介護給付費の立替払の際に生じる利子に対して補助を行うもの。 ※平成24年度も同様。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	/	/	/	7 (復興庁計上)	7 (復興庁計上)	
		補正予算	/	/	555 (厚生労働省計上)	/	/	
		繰越し等	/	/	/	/	/	
		計	/	/	555	7	7	
	執行額	/	/	7	/	/		
	執行率(%)	/	/	1%	/	/		
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	本事業は、国保連が介護サービス事業者に立替払いを行う際の借入金に係る利子を補助することで、介護保険制度の安定的な運営を図ることを目的とするものであり、経費の性質上、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。			%	—	—	—	—
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本事業は、国保連が介護サービス事業者に立替払いを行う際の借入金に係る利子を補助することで、介護保険制度の安定的な運営を図ることを目的とするものであり、経費の性質上、活動内容を数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。			%	—	—	—	(—) (—)
単位当たり コスト	—		算出根拠	—				
平成24・25年度 予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	介護保険事業費補助金	7	7	精査中				
	計	7	7					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地の介護保険制度の安定的な運営のために必要な事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	東日本大震災での被災保険者への財政支援を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することは、国が主体となって実施する必要がある。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	予算積算において仮定した保険者の被災状況と比べ、実際の被災状況が小さかったことによるもの。
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	介護保険制度の円滑かつ安定的な運営の確保に必要と考えられるものとして概ね妥当な範囲での補助を行っている。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	-
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	介護保険法第41条第10項及び第176条等に規定する介護保険事業の適正かつ円滑な運用を図るため、国民健康保険団体連合会が行う介護保険事業に要する経費に対する補助としては概ね妥当なものである。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業については、東日本大震災の被災保険者における介護保険制度の円滑かつ安定的な運営に資する事業であり、必要性の観点からの評価について概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	新23-0076

【平成23年度交付決定】

厚生労働省
7百万円

立替払を実施する際に発生する利子に対して補助



【補助】

A. 各都道府県国民健康保険団体連合会
7百万円

被災保険者が介護報酬を納入できない場合に、市中銀行から借入れを行い、介護サービス事業者等へ介護報酬の立替払を実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. (福島県国民健康保険団体連合会)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	借入金返済時の利子	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	福島県国保連合会	借入金返済時の利子	4		
2	岩手県国保連合会	借入金返済時の利子	2		
3	宮城県国保連合会	借入金返済時の利子	1		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

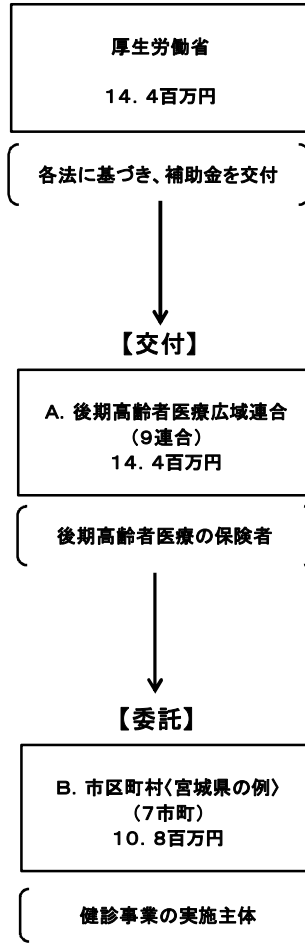
平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業費補助金		担当部局庁	復興庁／厚生労働省保険局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)／高齢者医療課		尾関 良夫(復) 横幕 章人(厚)			
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-2-1 国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む					
根拠法令(具体的な条項も記載)	高齢者の医療の確保に関する法律第(102条、125条第1項)		関係する計画、通知等	平成23年度東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業実施要綱 「平成23年度東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢者医療制度事業の実施について」(平成23年12月22日保発1222第2号保険局長通知)等					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等に係る健康診査の受診機会を確保するために、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対して、健康診査事業に要する経費の一部について補助するものである。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	①健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 被災者から徴収を免除した健康診査に係る自己負担金について補助する。 ②避難先の健診機関等での健康診査の費用と警戒区域等の広域連合が実施する健康診査に係る費用との差額への助成 被災者が避難先で健康診査を受診した場合、仮に加入保険者が健康診査を行った場合の費用との差額について補助する。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。(補助率10/10)								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
	予算の状況	当初予算				34(復興庁計上)	34(復興庁計上)		
		補正予算			165.5(厚生労働省計上)				
		繰越し等							
		計			165.5	34	34		
		執行額			14.4				
	執行率(%)			8.7					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)	
	健診事業の受診者数		成果実績	受診者数(人)	—	—	2,454	7,206	
			達成度	%	—	—	100		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	健診事業に係る広域連合への国庫補助額		活動実績(当初見込み)	健診補助額(千円)	—	—	集計中 (14,369)	— (-)	
単位当たりコスト	健診1人あたり補助額 5.9(千円/人)		算出根拠	1人あたり補助額 (国庫補助額 ÷ 受診者数) 14,369千円 ÷ 2,454人 ≒ 5.9千円 ※平成23年度交付決定ベース					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	警戒区域等の被保険者に対する健診事業(委託料等)	34	34	—					
	計	34	34						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	①被災地の保険者等からの要望があること、②被災者に対する健康診査の機会を確保することは重要であることから優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被災者に係る健康診査の受診機会を確保するための補助であり、国が支援すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	被災者の生活基盤が不安定であった等の理由により、受診希望者が少なく、広域連合からの補助金申請が少なかったためである。
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	健康診査の実施主体に補助しており、支出先は妥当である。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	各広域連合において、効率的に事業を実施するよう努めている。
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	それぞれの実施主体に適切な補助をするため事務が複雑にならないよう、各都道府県の広域連合へ補助することが合理的である。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表が契約を結ぶこととして、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	健康診査の受診希望者に対して、適切な補助ができており、平成24年度も引き続き実施していく。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	健康診査の受診希望者に対して、適切に補助ができています。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	健康診査の受診希望者に対して、一部負担金免除をすることで、適切な補助ができています。
	<p>平成23年度の執行率が低い要因としては、①被災者の生活基盤が不安定であり健診に対する優先度が低いこと、②被災者は震災に伴う傷病等により既に医療機関が受診していることが多く、改めて健診を受診する必要性を感じる者が少ないこと、等の理由により受診希望者が少なかったためであった。なお、平成24年度については、被災者の生活基盤も徐々に安定してきたことにより、受診者数が増え、予算と執行の乖離は是正される見込みである。よって、被災者に係る健診の受診機会を確保するため、広域連合の取組に今後も国庫補助を継続するべきである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。なお、被災者に対する健康診査の機会を確保するためにも、今後も引き続き適正な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
-			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	復興45

【平成23年度執行ベース】



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)(単位:百万円)

A.宮城県後期高齢者医療広域連合			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	健康診査事業 区市町村への健康診査事業の委託	10.8			
計		11	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 費目と使途の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト
A.後期高齢者医療広域連合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	10.8		
2	岩手県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	2.8		
3	福島県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.6		
4	茨城県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.07		
5	東京都後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.02		
6	北海道後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.02		
7	岐阜県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.001		
8	静岡県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.001		
9	三重県後期高齢者医療広域連合	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.001		
10					

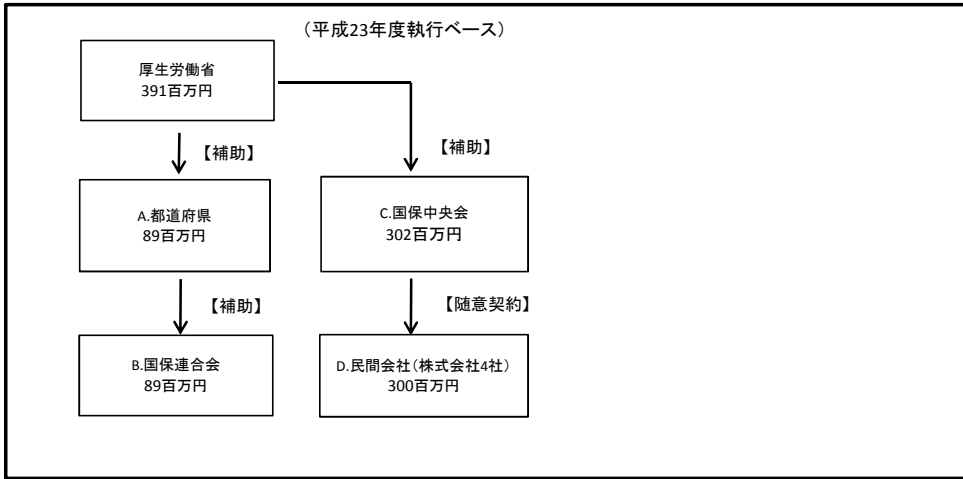
B.市区町村

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	多賀城市	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.013		
2	石巻市	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.008		
3	亶理町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.005		
4	名取市	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.002		
5	山元町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.002		
6	女川町	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.001		
7	仙台市	東日本大震災の被災者に対する健診事業	0.0008		
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	国民健康保険団体連合会等補助金(東日本大震災対応分)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省保険局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和52年度(事業開始) (東日本大震災対応分については平成23年度)		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/国民健康保険課		尾関 良夫(復) 濱谷 浩樹(厚)	
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-2-1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民健康保険法第74条		関係する計画、 通知等	国民健康保険団体連合会等の国庫補助について (昭和52年5月16日厚生省発保第36号)			
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	診療報酬の適正な審査と迅速な支払を行うとともに、国保保険者の共同の目的を達成するための事業を効率的に行い、また、国保保険者の事業の運営の安定化を推進することにより、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目的とする。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	別添参照						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算			728(厚生労働省計上)		
		繰越し等					
		計			728	8	8
	執行額				391		
	執行率(%)				54%		
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	東日本大震災(東京電力福島第一原子力発電所事故)により発生した(する)負担増に対する補填を行うものであり、定量的な成果指標を設定することはできない。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	国保連合会及び国保中央会の対象数		活動実績 (当初見込み)	箇所	-	-	35
単位当たり コスト	11(百万円)/(国保連合会及び国保中央会)		算出根拠	$\text{単位当たりコスト} = \frac{391\text{百万円}}{35}$ <small>(平成23年度交付決定額) (国保連合会数34+国保中央会1)</small>			
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国民健康保険団体連合会等補助金	8	8				
	計	8	8				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災(東京電力福島第一原子力発電所事故)により発生した(する)負担増に対する補填を行うものであり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	東日本大震災に伴う保険者の財政負担に対して補助するものであり、国が実施すべきである。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	不用となった原因は、診療報酬等立替払事業について、保険者の機能回復が予定よりも早かったことによる。
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	東日本大震災(東京電力福島第一原子力発電所事故)により発生した(する)負担増に対する補填を行うものであり、水準は妥当である。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	東日本大震災(東京電力福島第一原子力発電所事故)により発生した(する)負担増に対する補填を行うものであり、全額国庫負担としている。
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	都道府県を経由しての交付であるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づくものである。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	事業の目的に沿った適切な補助金の交付が行われている。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	-
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績である連合会数が当初見込みに比べて多いのは、年度途中で補助対象事業を追加したためである。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
点検結果	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
	平成23年度における不用額が大きかったことを踏まえて、平成24年度においては、積算を見直した上で診療報酬等立替払事業を補助対象事業とし、東日本大震災(東京電力福島第一原子力発電所事故)により発生する負担増に対し、引き続き必要な補助を行っていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
-			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	-



A 都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B 国保連合会

診療報酬等立替払事業、震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業に要する費用の一部に充てる。

C 国保中央会

震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業に要する費用の一部に充てる。

D 民間会社

国保中央会より委託を受け、システム改修を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.都道府県(宮城県)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	管轄の国保連合会へ交付	27			
計		27	計		0
B.国保連合会(宮城県国保連合会)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品購入費	PC、プリンター等の購入	13			
改修費	システム改修	7			
需用費	保健師用救急用品、消毒剤等の購入	5			
役務費	一部負担金免除措置延長に係るリーフレット郵送経費	1			
利子	診療報酬等の立替払のための借入金利息	1			
計		27	計		0
C.国保中央会			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	(株)NTTデータ ゼッタテクノロジー(株) 都築電気(株) 日本電気(株) システム改修等(震災対応)	300			
その他	被災者支援パンフレット等印刷経費	2			
計		302	計		0
D.ゼッタテクノロジー(株)			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
改修費	システム改修等(震災対応)	112			
計		112	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	27		
2	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	15		
3	福島県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	13		
4	岩手県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	8		
5	岐阜県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	6		
6	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	2		
7	新潟県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	2		
8	千葉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	2		
9	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	1		
10	京都府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	1		

B. 国保連合会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県国民健康保険団体連合会	診療報酬等立替払事業、震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業	27		
2	東京都国民健康保険団体連合会	震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業	15		
3	福島県国民健康保険団体連合会	診療報酬等立替払事業、震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業	13		
4	岩手県国民健康保険団体連合会	診療報酬等立替払事業、震災時保険者支援事業	8		
5	岐阜県国民健康保険団体連合会	震災時電算処理事業	6		
6	神奈川県国民健康保険団体連合会	震災時保険者支援事業	2		
7	新潟県国民健康保険団体連合会	震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業	2		
8	千葉県国民健康保険団体連合会	震災時保険者支援事業	2		
9	大阪府国民健康保険団体連合会	震災時保険者支援事業	1		
10	京都府国民健康保険団体連合会	震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業	1		

C. 国保中央会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国保中央会	震災時保険者支援事業、震災時電算処理事業	302		

D. 民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ゼッタテクノロジー(株)	システム改修等(震災対応)	112	随意契約	
2	日本電気(株)	システム改修等(震災対応)	92	随意契約	
3	都築電気(株)	システム改修等(震災対応)	62	随意契約	
4	(株)NTTデータ	システム改修等(震災対応)	34	随意契約	

【別添】

<p>事業概要</p>	<p>補助対象となっている事業(補助率10/10)</p> <p>平成23年度 ①診療報酬等立替払事業…連合会が、東日本大震災に係る特定被災区域内の保険者が被災により診療報酬等を納入できない場合に、保険医療機関等に診療報酬等の立替払を行う事業 ②震災時保険者支援事業…中央会及び連合会が、東日本大震災に伴う保険者の機能回復及び保険者事務代行等のために行う事業 ③震災時電算処理事業…中央会及び連合会が、東日本大震災に伴う診療報酬の請求及び支払の特例処理のために行う電子計算機による処理に関する事業</p> <p>平成24年度 診療報酬等立替払事業…連合会が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の保険者が診療報酬等を納入できない場合に、保険医療機関等に診療報酬等の立替払を行う事業 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。</p>
--------------------	---

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保健指導に必要な経費		担当部局	復興庁／厚生労働省保険局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)／総務課医療費適正化対策推進室		尾関 良夫(復) 鈴木 建一(厚)	
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-2-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る			
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条		関係する計画、通知等	平成23年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について(平成23年12月12日厚生労働省発保第1212第2号厚生労働事務次官通知)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し特定健康診査事業に要する経費の一部について補助するものである。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業 ①特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 ②避難先の健診機関等での特定健康診査に要する費用と警戒区域等の保険者が実施する特定健康診査に要する費用との差額への助成 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率:10/10 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算			-	62(復興庁計上)	62(復興庁計上)
		繰越し等			252(厚生労働省計上)		
		計			252	62	62
	執行額			41			
	執行率(%)			16.3%			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	特定健康診査事業の受診者数	成果実績	人	-	-	38,699	
		達成度	%	-	-		-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	特定健診事業に係る市町村への国庫補助額	活動実績(当初見込み)	千円	-	-	41,728	-
				(-)	(-)		(-)
単位当たりコスト	1,577(円/人)		算出根拠	執行額 41百万円 対象者 26,462人 執行額÷対象者=単位当たりコスト			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	補助金	62	62	-			
	計	62	精査中				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	①被災地の保険者等からの要望があること、②被災者に対する特定健康診査の機会を確保することが重要であることから優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被災者に係る特定健康診査の機会を確保するための補助であり、国が支援すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	被災者の生活基盤が不安定であった等の理由により受診希望者が少なく、保険者からの補助金の申請が少なかったため不用が大きくなった。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	代表保険者と健診機関の代表とが健診契約を結び健診単価等を決定する過程において、適正な健診費用は確保されているものとする。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	受益者の負担はなく、被災者等への復興支援として妥当である。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	被災者の特定健康診査の受診に必要な経費に限定されている。
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表が契約を結ぶこととして、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	目標は達成できなかったものの、助成を必要とする被災者に対して自己負担免除を行うことができた。
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	助成は少なかつたものの、助成を必要とする保険者に対して補助を行うことができた。
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	特定健康診査事業において、40歳から75歳未満を対象とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上を対象として実施している。 後期高齢者医療制度事業 保険局高齢者医療課・厚生労働省
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>平成23年度の執行率が低いことについては、①被災者の生活基盤が不安定であり特定健康診査に対する優先度が低かったこと、②被災者は震災に伴う傷病等によりすでに医療機関を受診していることが多く、改めて健診を受診しなくても良いと自己判断されたこと等の理由により受診希望者が少なかったためであったが、平成24年度については、対象者の見直しや、被災者の生活基盤も徐々に安定してきたことにより、受診者数が増え、予算と執行の乖離は是正される見込みである。</p> <p>東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための保険者の取組に対しては、国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、今後も国庫補助を継続すべきである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。なお、被災者に対する特定健康診査の機会を確保するためにも、今後も引き続き適正な執行に努めるべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
<p>関連する過去のレビューシートの事業番号</p>			
平成22年行政事業レビュー	－	平成23年行政事業レビュー	復興－45

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
予算:252百万円(平成23年度)

保険者が東日本大震災の被災者に対し実施する特定健康診査等に要する経費補助し、円滑な実施を支援。

↓
【補助】

A. 保険者
執行:41百万円(平成23年度)
(市町村:1,725)

東日本大震災の被災者に対し特定健康診査等を実施。

↓
【委託】

委託先(医療機関等)
特定健診等の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.石巻市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託料	11			
計		11	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	石巻市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	11		
2	岩沼市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	4		
3	東松島市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	3		
4	陸前高田市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	2		
5	気仙沼市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
6	飯舘村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
7	大槌町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
8	多賀城市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
9	浪江町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
10	山元町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	災害臨時特例補助金(医療保険分)		担当部署	復興庁/厚生労働省保険局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/保険局総務課、保険課、国民健康保険課、高齢者医療課		尾関良夫(復)/木下賢志、西辻浩、瀧谷浩樹、横幕章人(厚)	
会計区分	一般会計、東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-2-1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む			
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条、高齢者の医療の確保確保に関する法律第102条及び第125条の1		関係する計画、通知等	平成24年度健康保険組合災害臨時特例補助金について等			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	この補助金は、東日本大震災の被災に伴う療養の給付に係る一部負担金の免除、及び保険料の減免の特例措置の実施による医療保険者の負担増額を補助し、健康保険事業等の円滑・適正な運営を確保することを目的とする。 なお、平成24年度予算においては、東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等の住民の方について、医療保険の一部負担金や保険料の減免等の措置を延長する場合に、医療保険者の負担増額を補助し健康保険事業等の円滑・適正な運営を確保することを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	協会けんぽ、健康保険組合の保険者が行う一部負担金等の減免、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者が行う保険料の減免及び一部負担金等の減免による負担増額等について、補助を行う。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算			86,128(厚生労働省計上)	9,694(復興庁計上)	9,694(復興庁計上)
		繰越し等					
		計			86,128	9,694	9,694
	執行額			83,642			
	執行率(%)			97%			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	当該補助事業は、医療保険財政の安定的運営に資するため、一部負担金の減免等に要する費用を法律等に基づき補助するものであることから、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	当該補助事業は、医療保険財政の安定的運営に資するため、一部負担金の減免等に要する費用を法律等に基づき補助するものであることから、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。		活動実績(当初見込み)	-	-	-	-
単位当たりコスト	-		(円/)	算出根拠		-	
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	協会けんぽ	1,567	1567	-			
	国民健康保険	5,579	5579				
	後期高齢者医療	2,393	2393				
	健康保険組合	155	155				
	計	9,694	9,694				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	保険者が被災被保険者の一部負担金を減免等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	保険者が被災被保険者の一部負担金を減免等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として、国が実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	—
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	保険者が被災被保険者の一部負担金を減免等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として、真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—
点検結果	各法に基づく国庫負担であり、適切な予算の確保・執行が行われている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-44、新24-068、新24-069、

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
83,642百万円

〔一部負担金の免除等による
に医療保険者の負担増額分
の補助金等を交付〕

【交付】

【交付】

【交付】

【交付】

A. 全国健康保険協会
27,992百万円

B. 健康保険組合(493組
合)
3,824百万円

C. 市町村国保(690市町村)
国保組合(37組合)
40,033百万円

D. 後期高齢者医療
広域連合(45連合)
11,793百万円

〔全国健康保険協会管掌
健康保険等の保険者〕

〔健康保険組合の保
険者〕

〔国民健康保険の保
険者〕

〔後期高齢者医療の保険者〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.全国健康保険協会			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
一部負担金減免等	一部負担金減免に要する費用等の一部に充てる	27,992			
計		27,992	計		0
B.エヌ・ティ・ティ健康保険組合			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
一部負担金減免等	一部負担金減免に要する費用等の一部に充てる	138			
計		138	計		0
C.市町村国保、国保組合(仙台市)			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
一部負担金減免等	一部負担金減免に要する費用等の一部に充てる	8,164			
計		8,164	計		0
D.後期高齢者医療広域連合(宮城県)			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
一部負担金減免等	一部負担金減免に要する費用等の一部に充てる	5,598			
計		5,598	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.全国健康保険協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	27,992		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.健康保険組合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	エヌ・ティ・ティ	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	138		
2	日立	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	133		
3	東京薬業	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	129		
4	電設工業	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	115		
5	宮城県自動車販売	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	93		
6	セブン&アイ・ホールディングス	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	83		
7	ジェイアールグループ	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	74		
8	東京電子機械工業	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	66		
9	日立電線	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	62		
10	東京金属事業	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	58		

C.国民健康保険保険者

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	仙台市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	8,164		
2	石巻市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	3,578		
3	いわき市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	2,969		
4	南相馬市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	2,892		
5	浪江町	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	1,335		
6	気仙沼市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	1,306		
7	東松島市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	1,151		
8	郡山市	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	926		
9	南三陸町	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	705		
10	富岡町	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	702		

D.後期高齢者医療広域連合

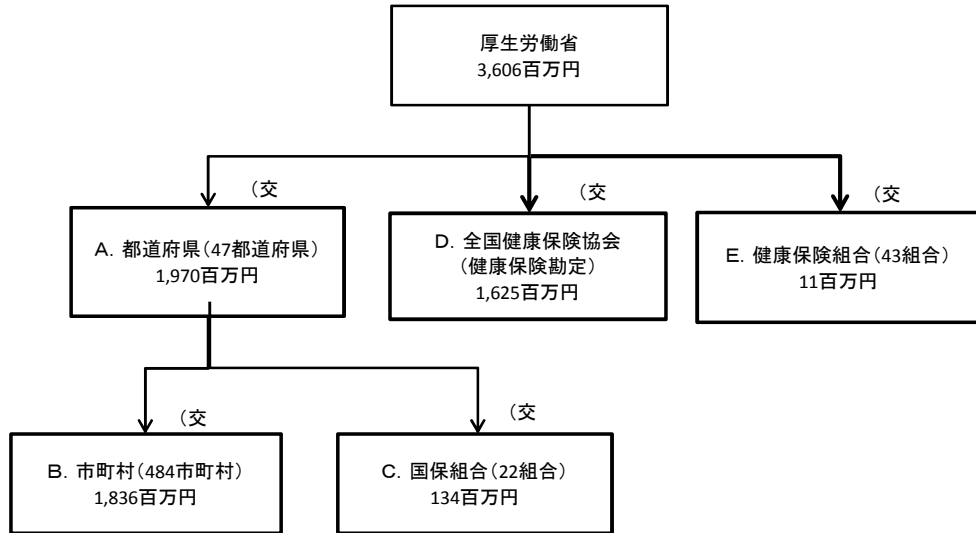
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	5,598		
2	福島県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	3,932		
3	岩手県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	1,111		
4	茨城県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	578		
5	千葉県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	325		
6	栃木県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	67		
7	東京都	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	45		
8	青森県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	35		
9	埼玉県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	22		
10	新潟県	一部負担金の免除措置等による財政負担への支援	20		

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	災害臨時特例補助金(介護2号保険料分)	担当部局	復興庁/厚生労働省保険局				作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/保険局総務課、保険課、国民健康保険課				尾関良夫(復興)木下賢志、西辻浩、濃谷浩樹(厚)
会計区分	一般会計、東日本大震災復興特別会計	施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条	関係する計画、通知等	平成23年度健康保険組合災害臨時特例補助金について等				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	この補助金は、東日本大震災の被災に伴う保険料の減免の特例措置の実施による医療保険者の負担増額を補助し、健康保険事業等の円滑・適正な運営を確保することを目的とする。 なお、平成24年度予算においては、東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等の住民の方について、国民健康保険の介護第2号保険料の減免措置を延長する場合には、医療保険者の負担増額を補助し健康保険事業等の円滑・適正な運営を確保することを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	協会けんぽ、健康保険組合及び国民健康保険の保険者が行う介護第2号保険料の減免による負担増額について、補助を行う。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算				210(復興庁計上)	210(復興庁計上)
		補正予算			3,886(厚生労働省計上)		
		繰越し等					
		計			3,886	210	210
	執行額			3,606			
執行率(%)			93%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	当該補助事業は、医療保険財政の安定的運営に資するため、介護納付金に要する費用の一部を法律等に基づき補助するものであることから、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。	成果実績			-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	当該補助事業は、医療保険財政の安定的運営に資するため、介護納付金に要する費用の一部を法律等に基づき補助するものであることから、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。	活動実績(当初見込み)			-	-	-
単位当たりコスト	- (円/)	算出根拠		-			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国民健康保険	210	210	-			
	計	210	210				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	保険者が被災被保険者の保険料を免除等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	保険者が被災被保険者の保険料を免除等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として、国が実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	—
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	保険者が被災被保険者の第一号保険料や利用者負担を減免等した際に発生する緊急の財政需要に対して全額国費で対応するものであり、未曾有の大震災への対応として真に必要なものである。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—
点検結果	各法に基づく国庫負担であり、適切な予算の確保・執行が行われている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	新24-070

※平成23年度実績を記入



A. 都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B. 市町村

C. 国保組合

D. 全国健康保険協会

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記
 載)

A.都道府県(宮城県)			E.東日本プラスチック健康保険組合		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険料減免	管轄の国保保険者へ交付	934	保険料減免	保険料減免措置による財政負担への支援	2
計		934	計		2
B.市町村国保保険者(仙台市)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険料減免	保険料減免に要する費用の一部に充てる	355			
計		355	計		0
C.国保組合(中央建設国保組合)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険料減免	保険料減免に要する費用の一部に充てる	48			
計		48	計		0
D.全国健康保険協会			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険料減免	保険料減免措置による財政負担への支援	1,625			
計		1,625	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	保険料の免除措置等による財政負担への支援	934	-	-
2	福島県		659	-	-
3	岩手県		159	-	-
4	茨城県		86	-	-
5	東京都		74	-	-
6	千葉県		33	-	-
7	栃木県		11	-	-
8	青森県		4	-	-
9	愛知県		1	-	-
10	埼玉県		1	-	-

B.市町村国保保険者

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	仙台市	保険料の免除措置等による財政負担への支援	355	-	-
2	石巻市		164	-	-
3	南相馬市		134	-	-
4	いわき市		119	-	-
5	浪江町		75	-	-
6	富岡町		73	-	-
7	気仙沼市		66	-	-
8	東松島市		53	-	-
9	南三陸町		43	-	-
10	山田町		29	-	-

C.国保組合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央建設国保組合	保険料の免除措置等による財政負担への支援	48	-	-
2	宮城県建設業国保組合		29	-	-
3	全国土木建築国保組合		16	-	-
4	宮城県医師国保組合		10	-	-
5	宮城県歯科医師国保組合		7	-	-
6	福島県歯科医師国保組合		6	-	-
7	全国左官タイル塗装業国保組合		5	-	-
8	全国歯科医師国保組合		4	-	-
9	福島県医師国保組合		3	-	-
10	全国建設工事業国保組合		2	-	-

D.全国健康保険協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	保険料の免除措置等による財政負担への支援	1,625		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.健康保険組合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東日本プラスチック	保険料の免除措置等による財政負担への支援	2		
2	東京薬業		1		
3	日本合板		1		
4	マルハニチロ		1		
5	東京瓦斯		1		
6	東日本電線工業		1		
7	全国印刷工業		1		
8	日本通運		1		
9	東京港		1		
10	フジパングループ		1		

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	社会福祉施設等災害復旧費補助金(項)介護保険制度運営推進費 ※東日本大震災分		担当部局	復興庁/厚生労働省老健局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	-		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当) /高齢者支援課		統括官付参事官(予算会計担当) 尾関 良夫 高齢者支援課長 深澤 典宏		
会計区分	一般会計		施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について (厚生労働省発社援0811第1号)				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災で被災した社会福祉施設の復旧について、その復旧に要する経費の一部について支援するもの。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	別添資料参照							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	/	3300 (復興庁計上)	
		補正予算	/	/	56,316	/	/	
		繰越し等	/	/	▲ 32,919	32,919	/	
		計	/	/	23,397	/	3,300	
	執行額	/	/	3,039	/	/		
	執行率(%)	/	/	13%	/	/		
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	なし。 (災害発生は予測できないため目標設定は不可)		成果実績	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	復旧施設数		活動実績(当初見込み)	か所	-	-	748	-
単位当たりコスト	4,062千円(3,039百万円/748施設)		算出根拠	執行額を、復旧施設数で除して算出。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	災害復旧費	/	3300	東日本大震災で被災した介護施設等の復旧に必要な費用として、25年度に着工予定の災害復旧事業について要求しているため。				
	計	/	3300					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災により被災した社会福祉施設の復旧のための助成を行うものであり、被災地の復興を支援している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被災地の負担を軽減するためには、国が助成を行う必要がある。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	不用が生じたのは、1施設あたりの単位コストが予想よりも低額であったためである。
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	被害状況により異なるため妥当性については一概には判断できないが、予想よりも単位コストは低額であり、削減している。
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	被災した社会福祉施設等の復旧事業に必要な経費に限定している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	被災地における復旧を促進させるためには、この方法が妥当と思われる。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	見込みよりも少ないが、復興には時間を要することから問題ないと考えている。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	被災した社会福祉施設の復旧に必要な事業であり、被災状況に応じ、適切に執行して参りたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業については、被災した社会福祉施設の復旧に必要な事業であり、必要性の観点からの評価について概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	918

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
3,039百万円

(補助)

A.地方厚生(支)局
4団体
3,039百万円
[都道府県への交付]

(補助)

B.都道府県
計14団体
3,039百万円
[事業者等への補助]

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.関東信越厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	災害復旧費への補助	1,537			
計		1,537	計		0
B.茨城県			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	災害復旧費への補助	929			
計		929	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	災害復旧費	1,537		
2	東北厚生局	災害復旧費	1,486		
3	北海道厚生局	災害復旧費	9		
4	東海北陸厚生局	災害復旧費	7		
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	茨城県	災害復旧費	929		
2	宮城県	災害復旧費	721		
3	福島県	災害復旧費	534		
4	栃木県	災害復旧費	263		
5	岩手県	災害復旧費	226		
6	千葉県	災害復旧費	165		
7	埼玉県	災害復旧費	70		
8	長野県	災害復旧費	59		
9	新潟県	災害復旧費	27		
10	東京都	災害復旧費	12		

介護施設等の災害復旧事業

23 ‘補正予算額 563億円

1. 概要

東日本大震災を受け、被災した介護施設等の復旧事業について、その復旧に要する経費を助成するもの

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
 - ◇老人短期入所施設
 - ◇小規模多機能型居宅介護拠点
 - ◇地域包括支援センター
 - ◇養護老人ホーム
 - ◇軽費老人ホーム
 - ◇夜間対応型訪問介護ステーション
 - ◇介護老人保健施設
 - ◇老人デイサービスセンター
 - ◇認知症高齢者グループホーム
 - ◇訪問看護ステーション
- 等

3. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例: 認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例: 介護老人保健施設など)

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	職業転換訓練費負担金 (復興関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省職業能力開発局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和41年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/能力開発課		統括官付参事官(予算会計担当) 尾関 良夫 能力開発課長 志村 幸久	
会計区分	一般会計		施策名	II-1-6 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第2号及び第20条 雇用対策法施行令第3条		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災に係る離職者対策として、激甚な災害を受けた地域として指定された地域内において、就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされた者等が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されること、その要する費用のうち1/2を国が負担する。 (平成24年度は復興庁へ予算計上。厚生労働省において執行)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算			0	191(復興庁計上)	96(復興庁計上)
		補正予算			99(厚生労働省計上)		
		繰越し等					
	計			99	191	96(復興庁計上)	
執行額			1,738 ※ 復興分と一般分を区分して執行管理していない。				
執行率 (%)			-				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	平成23度については、復興分と一般分を区分して集計していないため算出する事はできないが、平成24年度からは区分して集計することとする。	成果実績		-	-	-	-
	達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	平成23度については、復興分と一般分を区分して集計していないため算出する事はできないが、平成24年度からは区分して集計することとする。	活動実績 (当初見込み)		-	-	-	(1,146)
単位当たりコスト	-(千円/人)		算出根拠	-			
平成24-25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	職業転換訓練費負担金【復興庁】	91(復興庁計上)	96(復興庁計上)				
	計	91(復興庁計上)	96				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	当該災害により離職を余儀なくされた者の就職を実現するためには訓練機会の確保及び受講期間中の生活の安定を図ることが重要であることから、本事業は優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	雇用対策法により国及び地方自治体が果たすべき責務を明確にしている。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	-
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2の国費負担については義務的経費である。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	成果指標として設定している就職率を達成していることから、実効性の高い手段となっている。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
点検結果	職業転換訓練費負担金は、災害により離職を余儀なくされた者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであり、その要する費用のうち1/2を国が負担しているところである。当該負担金は義務的経費であり、公共職業訓練を通じた職業選択の場における実質的な機会の平等を確保するための経費であることから、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的な執行に努めて参りたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	本事業については、事業実績を勘案・検証した上で、効果的・効率的な事業運営に努めながら、執行状況を予算要求に反映していくこと。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	平成23年度の執行状況を踏まえ、要求額を縮減した。(反映額:▲95万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	340

※平成23年度実績を記入

厚生労働省 1,738百万円

〔負担金(都道府県が支給した額の1/2を負担)〕



A. 都道府県(47) 1,738百万円

〔職業訓練を受ける者に対し、訓練手当を支給)〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.大阪府			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
職業転換訓練費負担金	訓練手当の支給	228			
計		228	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	228		
2	東京都	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	217		
3	静岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	94		
4	福岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	94		
5	神奈川県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	93		
6	兵庫県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	87		
7	愛知県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	86		
8	広島県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	68		
9	沖縄県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	50		
10	石川県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	42		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	水道施設災害復旧費補助（復興関連事業）		担当部署	復興庁／厚生労働省健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/水道課		尾関 良夫(復) 石飛 博之(厚)		
会計区分	一般会計、東日本大震災復興特別会計(H24～)		施策名	IV 4 2 安全で質が高く災害に強い水道を確保する。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第3条第1項第1号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	水道施設は、国民の日常生活や地域産業活動に欠くことのできない施設であり、東日本大震災により甚大な被害を受けた水道施設については一刻も早く復旧を行う必要があり、早期に復旧することで安全で質が高く災害に強い水道を確保する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により著しい被害を受けた水道施設について、地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等が施行する災害復旧事業の事業費の一部補助に必要な経費。 ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業《補助率:80/100～90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)》 ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設を原形に復旧する事業《補助率:1/2(通常は補助対象外)》 ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの《補助率:1/2(通常は補助対象外)》 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算			46,300(厚生労働省計上)			
		繰越し等			△ 38,315	38,315		
		計			7,985	58,315	20,000	
	執行額			7,853				
	執行率(%)			98.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(23年度)
	断水戸数		成果実績	戸	-	-	4.5万※	0
			達成度	%	-	-	100.0	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	災害査定実施件数		活動実績(当初見込み)	件	-	-	241	-
					(-)	(-)	(224)	(64)
単位当たりコスト	33(百万円/事業数)		算出根拠	執行額/被災事業数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	水道施設災害復旧事業費補助	20,000(復興庁計上)	20,000(復興庁計上)					
	計	20,000	20,000					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	安全で質の高い水道を確保するため、早期に被災した水道施設を復旧することは広く国民のニーズがあり、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	東日本大震災により甚大な被害を受けた水道施設については一刻も早く復旧を行う必要があり、国が実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	水道施設災害復旧事業に係る施設整備については、補助金交付要綱に照らして採択を行っているところであり、競争性は確保されておりその支出先の選定も妥当である。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	適正な執行を行い、単位あたりコスト削減に今後も努めることとする。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業を実施することで安全で質の高い災害に強い水道が受益者(国民)に提供されることから、負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	事業実績報告等において費目・使途を十分に把握でき、事業目的に真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	成果実績及び活動実績からみて他の手段と比較して実行性の高い手段といえる。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	適切な成果目標を立て、その達成度は高い。なお、現在の断水戸数約4.5万戸については津波により家屋等が流出した地域で、街の復興に併せて水道も復旧・整備する予定。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	見込みを上回る実績であり、見合ったものである。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	成果実績及び活動実績からみてその成果物は十分に活用されている。
点検結果	水道施設災害復旧事業補助は水道施設がライフラインの要であることからみても必要な事業であり、執行の観点からも妥当である。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は、東日本大震災により著しい被害を受けた水道施設に係る災害復旧事業に必要な経費であり、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-49

厚生労働省 7,853百万円

〔 補助金の交付決定 〕

【補助】

○水道施設災害復旧事業費

A. 水道事業(採択件数214) 7,853百万円

〔 災害復旧事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.茨城県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	1,908			
計		1,908	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

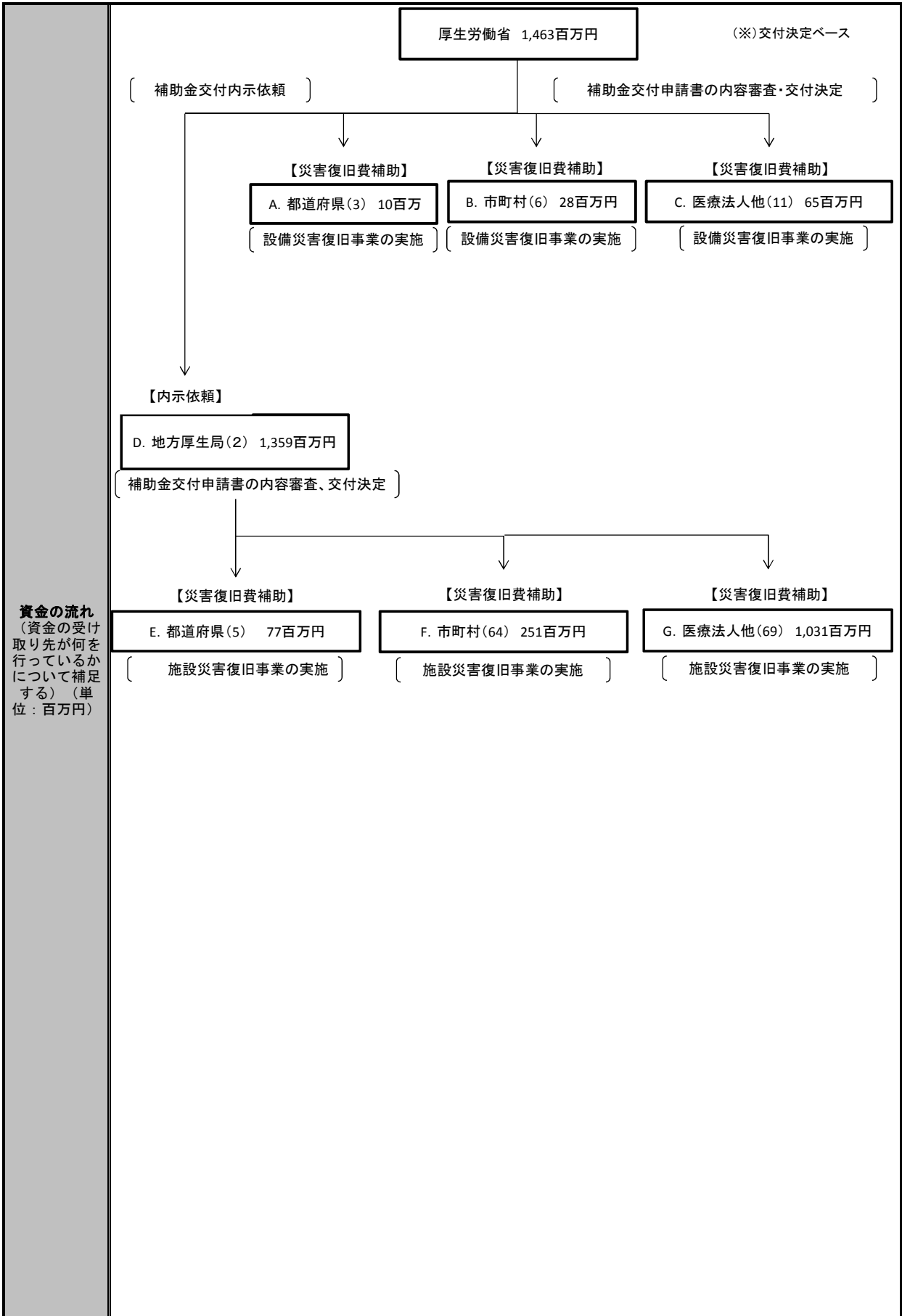
支出先上位10者リスト
A.水道施設災害復旧事業費

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	茨城県	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	1,908		
2	潮来市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	987		
3	千葉県	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	659		
4	いわき市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	588		
5	登米市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	538		
6	水戸市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	493		
7	南三陸町	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	446		
8	福島市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	407		
9	塩竈市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	368		
10	陸前高田市	平成23年3月11日東日本大震災に係る工事	346		

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(保健衛生施設等災害復旧費補助金含む)(復興関連事業)		担当部局	復興庁/厚生労働省健康局/厚生労働省医薬食品局食品安全部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/総務課指導調査室/監視安全課		尾関 良夫(復) 稲葉 和男(厚) 滝本 浩司(厚)		
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-3-6 地域の保健医療体制を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第44条、45条、46条、47条		関係する計画、通知等	「食品衛生検査施設設備整備事業について」実施要綱他				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①保健衛生施設等施設・設備災害復旧事業 東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の早期復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防等、公衆衛生の確保を図る。 ②保健衛生施設等設備整備事業 自治体が行う食品中の放射性物質検査に必要な検査機器(ゲルマニウム半導体検出器及び簡易測定器)の整備に対する補助を行い、食品中の放射性物質に係る基準値を上回る食品の流通の防止を図る。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	①保健衛生施設等施設・設備災害復旧事業 東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部を補助する。 【補助先】被災した保健衛生施設等を設置する都道府県、市町村、医療法人等 【補助率】定額、2/3、1/2、1/3(特別立法及び予算措置により補助率の嵩上げを行っている) ②保健衛生施設等設備整備事業 平成24年4月に食品中の放射性物質に関する新たな基準値が設定されたことから、新基準値下においても自治体による検査が適切に実施されるよう、検査機器(ゲルマニウム半導体検出器及び簡易測定器)の整備に必要な経費の一部を補助する。 【補助先】食品のモニタリング検査において、政府により検査計画の策定を指示されている17都県及びその地域内の保健所設置市・特別区 【補助率】1/2 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	414 (復興庁計上)	863 (復興庁計上)	
		補正予算	/	/	9,499 (厚生労働省計上)	/	/	
		繰越し等	/	/	△ 7,973	7,973	/	
		計	/	/	1,526	8,387	863	
	執行額	/	/	1,463	/	/		
	執行率(%)	/	/	95.9	/	/		
	備考							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(23年度)
	復旧した保健衛生施設等の施設数		成果実績	施設	—	—	300	352
		達成度		%	—	—	85.2	/
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	復旧した保健衛生施設等の施設数		活動実績(当初見込み)	施設	—	—	300	—
					—	(—)	(282)	(52)
単位当たりコスト	4.9百万円(1,463百万円/300施設)		算出根拠	執行額を、復旧施設数で除して算出。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	施設災害復旧費	/	644	設備整備費については、実績及び整備状況を考慮し、25年度に必要な整備補助を見直し予算の縮減(▲285百万円)を図る一方で、施設・設備災害復旧費については、25年度に必要な経費を新規要求(734百万円)。				
	設備災害復旧費	/	90					
	設備整備費	414	129					
	計	414	863					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地の公衆衛生を確保する上で優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	東日本大震災による被害は甚大であり、早期復旧のため国が実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	協議書の提出があった被災施設に対する実地調査等により、支出先を決定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	被災施設から報告のあった被害額を元に、実地調査等により適正な事業費を算出している。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	財政援助法や交付要綱において補助対象、補助率等を定めており、負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	原則として被災施設を原形に復旧するための経費のみを補助対象としており、真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	災害復旧に要する経費の補助であり、被災地にとって実効性の高い手段である。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	被害報告のあった施設の復旧を目標とし、着実に達成している。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	概ね見込みに見合った実績となっている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	地域住民の健康確保や疾病予防等に活用されている。	
点検結果	東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧を支援するとともに、地域住民の健康確保や疾病予防等、公衆衛生の確保を図るために必要な事業である。被災施設から報告のあった被害額を元に、実地調査等により適正な事業費を算出し、適切かつ効果的な復旧支援となるよう取り組んでいる。事業完了後は、地方厚生局又は本省担当課で事業実績報告書の確認を行い、適切な予算執行が行われているか判断しており、有効に活用されていると認識している。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	本事業は、東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧等に必要な経費であるが、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	設備整備費については、実績及び整備状況を考慮し、25年度に必要な整備補助を見直し、予算の縮減(▲285百万円)を図る一方で、施設・設備災害復旧費については、沿岸部の全半壊施設や原発警戒区域内の施設は移転計画の進展などが想定されることから25年度に必要な経費を新規要求(734百万円)することとした。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-004



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかについて補足
 する) (単
 位: 百万円)

A.栃木県			E.茨城県		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国庫補助金	保健所等の設備にかかる災害復旧費	7	国庫補助金	精神科病院等にかかる災害復旧費	41
計		7	計		41
B.仙台市			F.江戸川区		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国庫補助金	地方衛生研究所等の設備にかかる災害復旧費	18	国庫補助金	保健所にかかる災害復旧費	40
計		18	計		40
C.財団法人磐城済世会			G.特定医療法人松涛会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国庫補助金	精神科病院の設備にかかる災害復旧費	11	国庫補助金	精神科病院にかかる災害復旧費	395
計		11	計		395
D.東北厚生局			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保健衛生施設等災害復旧費	都道府県等に対する災害復旧費の補助	890			
計		890	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	栃木県	設備災害復旧費の支出	7		
2	千葉県	設備災害復旧費の支出	3		
3	宮城県	設備災害復旧費の支出	0.4		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	仙台市	設備災害復旧費の支出	18		
2	いわき市	設備災害復旧費の支出	5		
3	南三陸町	設備災害復旧費の支出	2		
4	塩竈市	設備災害復旧費の支出	2		
5	気仙沼市	設備災害復旧費の支出	2		
6	船橋市	設備災害復旧費の支出	0.1		
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人磐城済世会	設備災害復旧費の支出	11		
2	医療法人海邦会	設備災害復旧費の支出	11		
3	特定医療法人松涛会	設備災害復旧費の支出	11		
4	医療法人くさの実会	設備災害復旧費の支出	11		
5	医療法人本多友愛会	設備災害復旧費の支出	11		
6	医療法人東北会	設備災害復旧費の支出	3		
7	医療法人慈全会	設備災害復旧費の支出	3		
8	医療法人薫会	設備災害復旧費の支出	2		
9	学校法人栴檀学園	設備災害復旧費の支出	1		
10	地方独立行政法人宮城県立病院機構	設備災害復旧費の支出	1		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東北厚生局	施設災害復旧費の支出	890		
2	関東信越厚生局	施設災害復旧費の支出	469		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	茨城県	施設災害復旧費の支出	41		
2	栃木県	施設災害復旧費の支出	19		
3	宮城県	施設災害復旧費の支出	12		
4	福島県	施設災害復旧費の支出	6		
5	山形県	施設災害復旧費の支出	1		
6					
7					
8					
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	江戸川区	施設災害復旧費の支出	40		
2	南相馬市	施設災害復旧費の支出	19		
3	野田市	施設災害復旧費の支出	19		
4	気仙沼市	施設災害復旧費の支出	15		
5	宇都宮市	施設災害復旧費の支出	12		
6	石巻市	施設災害復旧費の支出	12		
7	船橋市	施設災害復旧費の支出	11		
8	桑折町	施設災害復旧費の支出	10		
9	仙台市	施設災害復旧費の支出	10		
10	利府町	施設災害復旧費の支出	9		

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	特定医療法人松涛会	施設災害復旧費の支出	395		
2	医療法人慈全会	施設災害復旧費の支出	89		
3	医療法人くさの実会	施設災害復旧費の支出	84		
4	財団法人磐城済世会	施設災害復旧費の支出	52		
5	医療法人社団有朋会	施設災害復旧費の支出	42		
6	医療法人社団緑会	施設災害復旧費の支出	31		
7	財団法人仲田学園	施設災害復旧費の支出	23		
8	財団法人安田博愛会	施設災害復旧費の支出	22		
9	地方独立行政法人宮城県立病院機構	施設災害復旧費の支出	17		
10	医療法人仁泉会	施設災害復旧費の支出	16		

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	生活衛生関係営業対策費補助金(復興関係事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/生活衛生課		尾関 良夫(復) 堀江 裕(厚)	
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	IV 4 5 生活衛生の向上・推進を図る			
根拠法令(具体的な条項も記載)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条及び第63条の2		関係する計画、通知等	-			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、事業実施主体から提案された事業者の早期自立に繋がる事業について支援することにより、地域コミュニティの再生を図るとともに、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資する。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	生活衛生同業組合等から提案された生衛店舗の復旧・復興に係る事業に対し支援することにより、地域コミュニティの再生を図るとともに、衛生水準の維持向上を図る。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	135(復興庁計上)	135(復興庁計上)
		補正予算	/	/	233(厚生労働省計上)	/	/
		繰越し等	/	/	/	/	/
		計	/	/	233	135	135
	執行額	/	/	233	/	/	
	執行率(%)	/	/	99.8	/	/	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標	/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	複数の事業が実施されているため、統一的な成果目標を設定することは困難であるが、個々の事業については、それぞれ成果目標を設定し、外部有識者で構成される審査評価会にて採択された場合に補助対象とし、中間・事後評価を実施する等、PDCAサイクルに基づく運用を行っている。	成果実績		-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	複数の事業が実施されているため、統一的な成果目標を設定することは困難であるが、個々の事業については、それぞれ成果目標を設定し、外部有識者で構成される審査評価会にて採択された場合に補助対象とし、中間・事後評価を実施する等、PDCAサイクルに基づく運用を行っている。	活動実績(当初見込み)		-	(-)	(-)	(-)
単位当たりコスト	【算出は困難】		算出根拠	当該補助金では複数の事業が実施されており、事業と成果との関係の把握が困難なため算出は困難である。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	生活衛生関係営業対策事業費補助金	135	135	-			
	計	135	135				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	生衛業者の震災からの復旧・復興を目的とするもの
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業については国が責任をもって実施すべき事業
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、選定及び競争性は確保されている
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、受益者との負担関係は妥当である
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、支出は合理的である
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、真に必要なものに限定されている
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	成果物を生衛業の振興や衛生水準の維持向上に活用している
点検結果	有識者により構成される審査・評価会において、効果的な事業となるよう事前評価を行った上で採択。事業途中で中間評価を実施。事業終了後は事後評価を行っている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は、東日本大震災により被災した生活衛生関係営業について、事業実施主体から提案された業者の早期自立に繋がる事業への支援に必要な経費であるが、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-42

厚生労働省

233百万円

生衛法の規定に基づき

- ・(財)全国生活衛生営業指導センターへの補助
補助率:定額
- ・生衛業の連合会及び組合への補助 補助率:定額



【補助】

A. (財)全国生活衛生
営業指導センター
29百万円



【補助】

B. 生活衛生営業同業組合
連合会、生活衛生同業組
合
204百万円

生衛法第57条の10
に定められた事業の
実施

- ・震災からの復旧・
腹腔に関する情報収
集・提供、調査研究
- ・組合、連合会に対
する連絡調整、指導

生衛業者の再建に資す
る事業の実施



C. 被災3県生活衛生営業
指導センター
16百万円

生衛業者の再建に資す
る事業の実施

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位:百万円)

A.全国生活衛生営業指導センター			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
委託費	県センターに対する委託(復興支援事業)	16			
旅費	被災地現地視察等	2			
雑役務費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等	11			
計		29	計		0
B.全国クリーニング生活衛生同業組合連合会			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
その他	被災地復興支援クリーニング工場設置事業	34			
計		34	計		0
C.福島県生活衛生営業指導センター			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
その他	東日本大震災復興支援事業	6			
計		6	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)全国生活衛生営業指導センター	東日本大震災復興支援事業	29		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	被災地復興支援クリーニング工場設置事業	34		
2	全国公衆浴場生活衛生同業組合連合会	被災者元気回復支援事業	26		
3	全国理容生活衛生同業組合連合会	東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の再生に資する事業	24		
4	岩手県美容業生活衛生同業組合連合会	東日本大震災復興支援事業	24		
5	宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	復興・自立支援プロジェクト	21		
6	岩手県理容生活衛生同業組合	理容組合被災者復興支援事業	17		
7	岩手県すし業生活衛生同業組合	被災組合員支援事業	9		
8	岩手県飲食業生活衛生同業組合	被災組合員支援事業	9		
9	岩手県社交事業生活衛生同業組合	仮設住宅・避難所等巡回事業	7		
10	福島県社交飲食業生活衛生同業組合	巡回事業	6		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩手県生活衛生営業指導センター	東日本大震災復興支援事業	6		
2	宮城県生活衛生営業指導センター	東日本大震災復興支援事業	6		
3	福島県生活衛生営業指導センター	東日本大震災復興支援事業	6		

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	東日本大震災復興・復興事業（母子寡婦福祉貸付金）		担当部局	復興庁／厚生労働省雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)／家庭福祉課母子家庭等自立支援室		尾関 良夫 (復) 高橋 俊之 (厚)		
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅲ-1-6 ひとり親家庭の自立を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条及び第37条		関係する計画、通知等	「復興への提言～悲惨の中の希望～」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議決定) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の影響を受けた母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うため、母子及び寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものである。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。 ・貸付先: 都道府県・指定都市・中核市 ・貸付率: 2/3							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算			1,553(厚生労働省計上)			
		繰越し等						
		計			1,553	800	0	
	執行額				1,123			
	執行率 (%)				72.3%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)	
	貸付件数等と母子家庭等の自立や児童等の福祉の増進の状況は数値的に関連づけることは不可能であるため、定量的な成果目標として示すことはできない		成果実績	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	母子寡婦福祉貸付金の貸付件数		活動実績 (当初見込み)	件	-	-	236	-
					(-)	(-)	(-)	
単位当たりコスト	- (円/)		算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	母子寡婦福祉貸付金	800	0	一般会計分(5,040百万円)で対応が可能なため				
	計	800	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災の影響を受けた母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	法律により国が地方自治体に貸し付けることとなっている
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	母子及び寡婦福祉法に基づき、国が2/3(H23年度第3次補正予算額(激甚災害分)は3/4)負担することとなっており、妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものとしている
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	母子家庭等については、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するためには実行性の高いものと考えられる
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第24条(第38条において準用される場合を含む。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)第1条第1項(第9条第1項において準用される場合を含む。)の規定に基づく母子寡婦福祉貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る貸付業務の報告並びに同規則第11条の規定に基づく福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出することとされており、これらの提出書類と必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 本事業については、実績等を踏まえ見直しを検討する。		
予算監視・効率化チームの所見			
—			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-14

※平成23年度実績を記入

厚生労働省

1,123百万円

〔 貸付申請書の内容審査、貸付決定等 〕



A 都道府県・指定都市・中核市
(24都道府県・指定都市・中核市)
1,123百万円

〔 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付け 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
母子福祉資金	母子福祉資金の貸付	365			
計		365	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	母子福祉資金の貸付	365		
2	宮城県	母子寡婦福祉資金の貸付	180		
3	仙台市	母子寡婦福祉資金の貸付	64		
4	埼玉県	母子寡婦福祉資金の貸付	50		
5	北海道	母子寡婦福祉資金の貸付	49		
6	広島市	母子寡婦福祉資金の貸付	46		
7	島根県	母子寡婦福祉資金の貸付	36		
8	岩手県	母子寡婦福祉資金の貸付	33		
9	函館市	母子寡婦福祉資金の貸付	33		
10	広島県	母子寡婦福祉資金の貸付	32		

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	児童福祉施設整備費(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/総務課		尾関 良夫(復) 伊藤 善典(厚)			
会計区分	一般会計(平成23年度、平成24年度)・特別会計(平成25年度)		施策名	Ⅲ-1-2 地域における子ども・子育て支援策を推進する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について(平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号)					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被災した施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	東日本大震災を受け、被災した児童福祉施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助する。 国庫補助率の引き上げ 1/2 → 2/3(例:児童相談所など) 1/3 → 1/2(例:児童厚生施設など)								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
	予算の状況	当初予算					3600(復興庁計上)		
		補正予算			11,771				
		繰越し等			▲ 10,382	10,382			
		計			1,389	10,382	3,600		
	執行額			1,251					
執行率(%)			90.1%						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)	
	本事業は災害復旧に必要な事業であり、成果目標を設定することは馴染まない。		成果実績		-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	交付決定施設数		活動実績(当初見込み)	-	-	-	593	-	
				-	(-)	(722)	(129)		
単位当たりコスト	-		(円/)	算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	児童福祉施設整備費	-	3,600	東日本大震災で被災した児童福祉施設等の復旧に必要な費用として、平成25年度に着工予定の災害復旧事業について要求しているため。					
	計	-	3,600						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	児童福祉施設等の災害復旧に要する費用を補助するものであるため、国民のニーズがあり、優先度も高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	地方自治体や社会福祉法人等が設置した施設が被災した場合に補助を行うものであり、国が支援する必要がある。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	施設の設置者負担を求めている。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	老朽化等、被災箇所以外の整備は査定により対象外としている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	施設の復旧費の一部を補助するものであるため、効果が高い。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	被災施設数を元に見込みをたてており、見込みと実績の乖離は少ない。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名 —	—
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	震災以前に使用されていた施設の復旧に係る費用であるため、整備された施設は十分活用されている。	
点検結果	<p>災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するために、本事業の実施が必要である。各点検項目により事業を評価した結果、事業の実施は妥当であると考えられる。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、執行率を上げる工夫・改善を図ること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	<p>—</p>		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>—</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-11

厚生労働省
1,251百万円

〔災害査定、交付決定〕



【補助金の交付】

A 被災都道府県、指定都市、中核市
<51件>
1,251百万円

(参考)

〔審査、助成の決定〕



【補助金】工事費の支払い

市区町村、社会福祉法人等



施工業者

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. 茨城県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	災害復旧に必要な工事費	353			
計		353	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	茨城県	災害復旧費必要な工事費	353		
2	福島県	災害復旧費必要な工事費	196		
3	宮城県	災害復旧費必要な工事費	135		
4	千葉県	災害復旧費必要な工事費	123		
5	仙台市	災害復旧費必要な工事費	115		
6	岩手県	災害復旧費必要な工事費	78		
7	千葉市	災害復旧費必要な工事費	71		
8	栃木県	災害復旧費必要な工事費	48		
9	東京都	災害復旧費必要な工事費	32		
10	青森県	災害復旧費必要な工事費	31		

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	災害救助費等負担金(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/総務課災害救助・救援対策室		尾関 良夫(復) 古都 賢一(厚)		
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・災害救助法第36条		関係する計画、 通知等	・災害救助費の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	(災害救助費) ・災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	(災害救助費) ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。 (1)救助に要する費用は都道府県が支弁 (2)費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担 ①普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100 ②普通税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分 80/100 ③普通税収入見込額の4/100を超える部分 90/100 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算			392656(厚労省計上)			
		繰越し等			62,830			
		計			455,486	49355(復興庁計上)	64776(復興庁計上)	
	執行額			455,486				
	執行率(%)			100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない		活動実績	%	-	-	-	-
			(当初見込み)		-	-	(-)	(-)
単位当たり コスト	-		算出根拠		-			
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	災害救助費	49,355	64,776					
	計	49,355	64,776					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施するものであり、東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	災害救助法の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	災害救助に必要な費目に限定されている。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	仮設住宅として救助を必要とする者に提供されている。
点検結果	<p>本事業は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本経費については、東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに必要なものであることから、効率化は困難であり、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	388

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
455,487百万円

①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県に対し、災害救助法第36条に定める国庫負担額



(負担)

A 10都県
①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県
455,487万円

※福島県分については、この他に425万円を一般災害分(事業番号336)から東日本大震災分として執行

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A.宮城県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費等	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	206,862			
計		206,862	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	206,862		
2	福島県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	146,021		
3	岩手県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	100,178		
4	千葉県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	1,003		
5	茨城県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	668		
6	長野県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	255		
7	東京都	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	176		
8	青森県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	153		
9	栃木県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	125		
10	新潟県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	45		

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)							
事業名	社会福祉施設等施設整備 (東日本大震災関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省障害保健福祉部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当) 企画課施設管理室 障害福祉課		尾関 良夫(復) 黒沢 正俊(厚) 土生 栄二(厚)	
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	生活保護法第75条第2項 等		関係する計画、通知等	「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」等			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	別紙1のとおり						
事業概要(5行程度以内。別添可)	社会福祉法人等が障害者施設等における防災拠点スペース及び耐震化の整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助し、都道府県・指定都市・中核市においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助する。(補助率:1/2) 東日本大震災により被災した障害者施設等を復旧しようとする場合、復旧に要する費用の3分の2を補助する。(通常の補助率2分の1から嵩上げ)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況 当初予算 補正予算 繰越し等 計 執行額 執行率(%)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		別紙2のとおり					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	・障害者施設等における防災拠点スペースの整備量		成果実績 百万円	—	—	—	8,200
	・障害者施設等における耐震化整備量		達成度 %	—	—	—	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	・障害者施設等における防災拠点スペースの整備数		活動実績(当初見込み) 件	—	—	—	—
	・障害者施設等における耐震化整備数			(—)	(—)	(—)	
単位当たりコスト	—		算出根拠	—			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	工事費	4,689	8,200				
	計	4,689	8,200				

① 社会福祉施設等施設整備費補助金(東日本大震災復興特別会計)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算			4,500	6,200	
		補正予算					
		繰越し等					
		計				4,500	
	執行額						
	執行率 (%)						

② 心身障害児療育センター施設整備(東日本大震災復興特別会計)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算			189	0	
		補正予算					
		繰越し等					
		計				189	
	執行額					0	
	執行率 (%)						

③ 社会福祉施設等災害復旧費補助金

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算				2000(復興庁計上)	
		補正予算			10,810		
		繰越し等				6,588	
		計			10,810	6,588	
	執行額				1,735		
	執行率 (%)				16.0%		

④ 心身障害児療育センター施設整備

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算				0	
		補正予算			46		
		繰越し等				45	
		計			46	45	
	執行額				1		
	執行率 (%)				2.2%		

⑤ 全国障害者総合福祉センター施設整備

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算				0	
		補正予算			68		
		繰越し等				43	
		計			68	43	
	執行額				1		
	執行率 (%)				1.5%		

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	社会福祉施設等災害復旧費については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき実施。 東日本大震災の教訓を踏まえ、全国防災をすすめる観点から、災害時の備えとして防災拠点スペースや耐震化整備を行うものであり、支援が急務である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	社会福祉施設等災害復旧費については、地方厚生局及び地方財務局における災害査定(現地調査)を行っており、同様に無駄の削減に努めている。 ヒアリング・査定結果等を基に補助額が確定されているため、工事費として真に必要なものに限定されている。 なお、必要に応じ内示前の応急仮工事を施すことも可。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	社会福祉施設等災害復旧費については、1次補正予算編成時に、未だ施設の被害状況の全容が明らかとなっていなかったことから、一部の地域で聞き取りしたサンプルデータを元に、予算計上を行った。 また、被災した施設の災害復旧は、速やかに行われることが重要なこと、予算の見込不足から早期復旧が滞ることのないよう、十分な予算を確保したところ。 しかし、東日本大震災により被害を受けた一部損壊施設について、想定した被害の見込みが大きく下回ったため、活動実績が見込みに合ったものとはならなかった。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、被災した施設を早期に復旧させる必要があること。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国防災をすすめる観点から、災害時の備えとして防災拠点スペースや耐震化整備を行うものであり、支援が急務である。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は、東日本大震災により被害を受けた施設の復旧や震災の教訓をふまえた防災拠点スペース、耐震化整備を行うものであり、必要性や執行の観点からも適切であることから、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0452	平成23年行政事業レビュー	0406

③ 社会福祉施設等災害復旧費補助金

厚生労働省 1,734百万円(交付決定ベース)



【社会福祉施設等災害復旧費補助金】

地方厚生(支)局にて執行 1,734百万円

- ・ 災害査定
- ・ 国庫補助内示
- ・ 交付決定
- ・ 交付額の確定



【補助】

A 都道府県・指定都市・中核市 1,734百万円

- ・ 設置者への交付決定
- ・ 交付額の確定

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

④ 心身障害児療育センター施設整備

厚生労働本省
46百万円
重症心身障害児及び肢体不自由児を受入れ支援している心身障害児
総合医療療育センターの自家発電設備整備の実施
(45百万円については、平成24年度へ繰越)



【随意契約】

A. (株)伊藤喜三郎建築研究所
1百万円
設計業務

⑤ 全国障害者総合福祉センター施設整備

厚生労働本省
68百万円
肢体不自由者等の利用する全国障害者総合福祉センターの自家発電
設備整備の実施
(43百万円については、平成24年度へ繰越)



【随意契約】

A. (株)ピー・エス設計
1百万円
設計業務

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

③ 社会福祉施設等災害復旧費補助金					
A.岩手県					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	社会福祉法人わらび会に対する補助(知的障害者更生施設の復旧)	20	工事費	社会福祉法人ふじの実会に対する補助(障害者支援施設の復旧)	4
工事費	奥州市に対する補助(地域福祉センターの復旧)	2	工事費	社会福祉法人平成会に対する補助(就労継続支援事業所の復旧)	2
工事費	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会に対する補助(地域福祉センターの復旧)	1	工事費	社会福祉法人平成会に対する補助(就労継続支援事業所の復旧)	13
工事費	社会福祉法人愛護会に対する補助(知的障害者更正施設の復旧)	12	工事費	社会福祉法人平成会に対する補助(多機能型事業所の復旧)	1
工事費	社会福祉法人平成会に対する補助(知的障害者授産施設の復旧)	6	工事費	社会福祉法人仁愛会に対する補助(障害者支援施設の復旧)	31
工事費	社会福祉法人親和会に対する補助(障害者支援施設の復旧)	161	工事費	社会福祉法人花泉さくら園に対する補助(多機能型事業所の復旧)	3
工事費	社会福祉法人親和会に対する補助(グループホーム・ケアホームの復旧)	42	工事費	特定非営利活動法人宮古地区いきいきワーキングに対する補助(就労継続支援事業所の復旧)	6
工事費	社会福祉法人愛育会に対する補助(就労継続支援事業所の復旧)	2	工事費	社会福祉法人方光会に対する補助(障害者支援施設の復旧)	2
工事費	社会福祉法人愛育会に対する補助(ケアホームの復旧)	14	工事費	社会福祉法人平成会に対する補助(知的障害者授産施設の復旧)	1
工事費	社会福祉法人方光会に対する補助(多機能型事業所の復旧)	2	工事費		
工事費	社会福祉法人愛生会に対する補助(障害者支援施設の復旧)	181	工事費		
工事費	社会福祉法人翔友に対する補助(多機能型事業所の復旧)	129	工事費		
工事費	社会福祉法人ひたかみ福祉会に対する補助(就労継続支援事業所の復旧)	6	工事費		
工事費	社会福祉法人ふじの実会に対する補助(障害者支援施設の復旧)	1	工事費		
			計		642

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

④ 心身障害児療育センター施設整備

A. (株)伊藤喜三郎建築研究所

費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	設計業務	1
計		1

E.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

B.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

F.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

C.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

G.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

D.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

H.

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

⑤ 全国障害者総合福祉センター施設整備

A. (株)ピー・エス設計			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	設計業務	1			
計		1	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

③ 社会福祉施設等災害復旧費補助金

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩手県	東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの。	642		
2	茨城県		297		
3	福島県		222		
4	宮城県		134		
5	千葉県		96		
6	東京都		90		
7	栃木県		87		
8	仙台市		58		
9	宇都宮市		33		
10	いわき市		25		

④ 心身障害児療育センター施設整備

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)伊藤喜三郎建築研究所	設計業務	1	随意契約	

⑤ 全国障害者総合福祉センター施設整備

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ピー・エス設計	設計業務	1	随意契約	

事業名	事業の目的
社会福祉施設等施設整備費補助金(東日本大震災復興特別会計分)	災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等のスペースを整備する他、利用者や地域の方の安全・安心を確保するための耐震化整備を推進する。
社会福祉施設等施設整備費補助金(災害復旧費含む)	東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの。
心身障害児総合医療療育センター施設整備	本事業は、重症心身障害児及び肢体不自由児を受け入れ支援している心身障害児総合医療療育センターにおいて、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施するための事業である。
全国障害者総合福祉センター施設整備	本事業は、肢体不自由者等が利用する施設である全国障害者総合福祉センターにおいて、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施するための事業である。

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	精神障害者保健福祉対策(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省障害保健福祉部		作成責任者	尾関 良夫(復) 福田祐典(厚)		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/精神・障害保健課					
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月)					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	大規模自然災害発生時における精神医療については、災害発生以前からの要医療者だけではなく、被災者・被害者全員に起こりうるという広汎性、災害発生後一定期間経過してもなお継続的にケアが必要という長期性の特徴がある。この対応のため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職種により心の不調を訴える被災者への訪問支援を行うとともに、当該専門職種からなるチームを災害発生時に迅速かつ円滑に派遣するための連絡調整を行う機関として「災害時心のケア研究・支援センター」を整備し、平成23年東日本大震災被災者に対する継続的な対応及び今後発生が予想される東海地震その他の災害の発生に備えた体制づくりのための研究や調査を行うことを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	岩手県、宮城県、福島県において、地域の医療機関や市町村等と連携しながら、被災者の心のケアのための相談支援等を実施する。 また、東日本大震災における被災地の心の健康状態や心のケアチームによる支援内容に関するデータの収集・分析を行うとともに、当該分析結果及び災害時ストレス対策に関するこれまでの最新の研究成果をふまえ、専門的知見から、岩手県、宮城県、福島県の各県庁及び「心のケアセンター」に対して、被災者等の心のケアに関する技術的指導・助言及び情報提供を行う。 さらに、今後の大規模自然災害発生時の全国的な支援体制の整備のため、これまで発生した災害(地震、台風による水害、火山の噴火等)及び委託期間中に新たに発生した大規模災害による被災者・被害者の心のケア対策について、必要に応じて調査を行うとともに、対策を行う地方公共団体に対して技術的助言・研修を行う。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	1818(復興庁計上)	
		補正予算			41				
		繰越し等							
		計						1818(復興庁計上)	
	執行額			41					
	執行率(%)			100					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)	
	・被災者の精神保健の向上(具体的な数値指標がないため、成果目標は記載困難) ・災害発生時の心のケアチーム派遣の円滑化(具体的な数値指標がないため、成果目標は記載困難)		成果実績		-	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度活動見込	
	・心のケア支援に関するデータ集約・調査研究 ・ホームページによる被災者・自治体・医療関係者向け情報提供 ・被災地自治体に対する意見交換及び技術的助言		活動実績(当初見込み)		-	-	調査研究1件 ホームページ1件 技術的助言1件(調査研究1件 ホームページ1件 技術的助言1式)	-	
単位当たりコスト	・調査研究・・・28百万円/一式 ・ホームページによる情報提供・・・3百万円/一式 ・被災自治体に対する技術的助言・・・8百万円/一式		算出根拠	・調査研究・・・28百万円 ・ホームページによる情報提供・・・3百万円 ・被災自治体に対する技術的助言・・・8百万円					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	災害時心のケア研究・支援センター事業	-	-						
	被災者の心のケア支援事業	-	1,818						
	計	-	1,818						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災発生後、被災者の心のケアが大きな課題として指摘されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	心のケアは基本は地方自治体が行うべき事項であるが、専門技術的分野から後方支援する部分のみ国で行う。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	公募により選定されている
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	調査研究、情報提供、自治体支援のいずれも、事業経費を精査し妥当な水準としている。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	震災復興は国家的事業であり、国が負担すべきである
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	一部の専門的役務は専門業者に依頼が必要であるが、必要な部分のみに適切に支出されている。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	調査研究、情報提供、自治体支援のいずれにおいても、当該事業の遂行に必要な経費に限定している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	心のケア体制の整備のためには研究調査が不可欠であり、活動実績も目標を達成しているため実効性が高い。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	短期間の割には研究調査・技術的指導の実績を上げた。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	23年度の成果をふまえ、その上に24年度以降のさらなる研究調査・技術的指導が行われる予定
点検結果	事業計画において事業内容、経費の支出予定等を確認のうえ契約締結し、事業実施中においても、心のケアチームの活動情報の集約やケアチーム参加者の意見交換を国とともに行うなど、効率的な方法で実施されていることが確認されている。事業終了後の実績報告により事業実績が支出額に見合っているか、また、実効性のある事業を実施できているかの審査を行い、確定額を精算払いしている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は、岩手県、宮城県、福島県において、地域の医療機関や市町村等と連携しながら、被災者の心のケアのための相談支援等を実施するものであり、事業の必要性や執行の観点からも適切であり、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	—

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
41百万円



【委託(公募)】

A 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
41百万円

被災地における心のケア支援・
研究体制整備事業

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.独立行政法人国立精神・神経医療研究センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	調査研究に係るシステム納入業務、 海外研究者との交流のための翻訳業 務等	19			
備品費	調査研究のための情報機器 等	9			
消耗品費	ソフトウェア、事務用品 等	4			
旅費	意見交換会旅費	3			
借料及び損料	意見交換会に係る会場使用料	2			
消費税	委託に係る消費税額	2			
その他	講師謝金、通信運搬費 等	2			
計		41	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

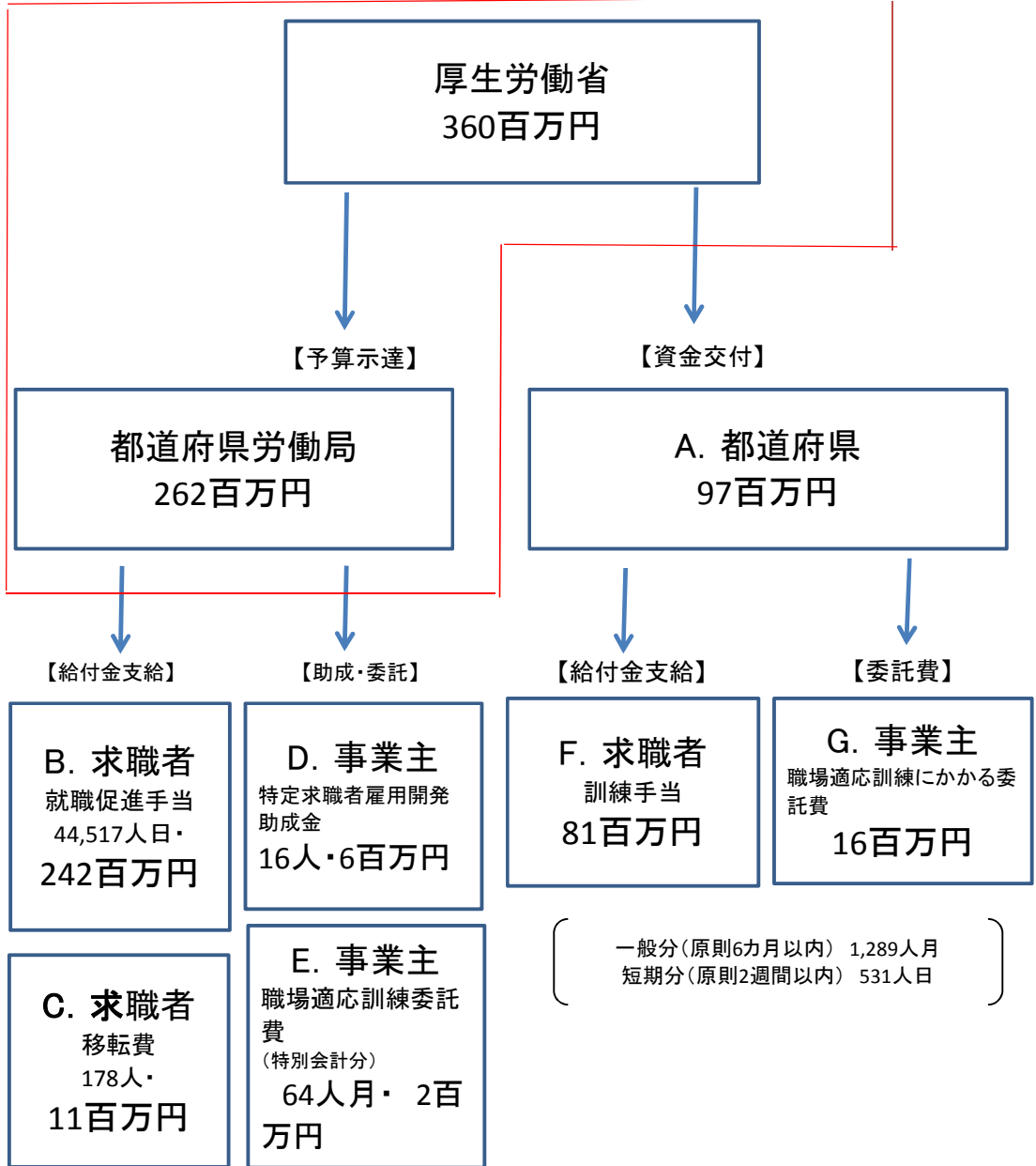
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立精神・ 神経医療研究センター	被災地における心のケア支援・研究体制整備事業	41		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	職業転換給付金制度(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省職業安定局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和41年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/雇用開発課		統括官付参事官(予算会計担当) 尾関良夫 雇用開発課長 北條憲一		
会計区分	一般会計、労働保険特別会計雇用勘定及び東日本大震災復興特別会計		施策名	II-1-3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る				
根拠法令(具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第1号から第6号、雇用対策法施行令第2条、雇用対策法施行規則第1条の4、同規則第2条から第6条、同令附則第2条及び雇用保険法第63条第1項第3号、雇用保険法施行規則第130条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により離職を余儀なくされた激甚災害離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>(1)求職者に支給されるもの ①訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、②広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、③移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、 (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金)</p> <p>注:(1)①及び(2)①は、都道府県実施事業 (※平成24年度は復興庁へ予算計上。厚生労働省において執行。)</p> <p>詳細は別紙参照</p> <p>※平成23年度にかかる当該事業については、本予算と一体で執行しており、当初予算に計上したレビュー番号695と執行額を切り分けて把握することが困難なため、当初予算分を含めた執行額及び執行率を記載。</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算			781(復興庁計上)	279(復興庁計上)		
		補正予算			390(厚生労働省計上)			
		繰越し等						
	計			390	781	279		
	執行額			360				
執行率(%)			33.3%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			21年度	22年度	23年度	目標値(年度)	
	職場適応訓練修了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合70%以上 ※23年度予算については本予算と一体で執行しているため、復興のみの成果実績を把握することが困難。実績については、レビュー番号695と同様。		成果実績	%			82%	(72%)
			達成度	%			117%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	163件(職場適応訓練実施後事業所への就職件数) ※23年度予算については本予算と一体で執行しているため、復興のみの活動実績を把握することが困難。実績については、レビュー番号695と同様。		活動実績(当初見込み)	件			163	-
						(602)	(533)	
単位当たりコスト	601,932円(円/件)		算出根拠	単位あたりコスト = 平成23年度職場適応訓練実績額(98,115千円) / 就職決定件数(163件)				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	給付金	781	279	実績を踏まえ適切な水準とする				
	計	781	279					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災により離職を余儀なくされた激甚災害離職等の雇用の促進を図ることは重要な課題である
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本制度については、激甚災害離職者等の就職を促進するためにハローワークで行う職業紹介と一体的に実施する必要がある
	△	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	未曾有の大震災であったため、最大規模を見積もって補正予算を計上したが、支給が見込みを下回った。執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう必要な見直しを行う
資金の流れ、用途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	妥当と判断し、当該コストの水準維持に努める
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	全て直接事業目的のために使われている
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本制度(職場適応訓練)について、就職率は高く実効性の高い手段となっている
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	職場適応訓練については、就職状況に係る目標を設定し達成度は向上している
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう必要な見直しを行う
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本制度は激甚災害離職者等の雇用の促進に役立っているが、予算と執行の乖離があることから、雇用のセーフティーネットとしての役割を踏まえつつ、より適切な執行率となるよう改善を検討していく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	職業転換給付金制度は、執行状況を予算要求に反映すること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	事業実績を踏まえて要対人員を見直したことにより縮減した。(反映額: ▲502百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	913(転換給付金制度)	平成23年行政事業レビュー	787(転換給付金制度)

※金額は平成23年度実績(※23年度については本予算と一体で執行しているため、職業転換給付金制度全体の実



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)(単
位:百万円)

B. 求職者
就職促進手当
44,517人日・
242百万円

D. 事業主
特定求職者雇用開発
助成金
16人・6百万円

F. 求職者
訓練手当
81百万円

G. 事業主
職場適応訓練にかかる委
託費
16百万円

C. 求職者
移転費
178人・
11百万円

E. 事業主
職場適応訓練委託
費
(特別会計分)
64人月・2百
万円

一般分(原則6カ月以内) 1,289人月
短期分(原則2週間以内) 531人日

A.北海道			E.事業主		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
負担金	職場適応訓練実施企業への委託費の支出	5	委託費	職場適応訓練費として支給	
負担金	職場適応訓練に係る訓練手当の求職者への支給	28			
計		33	計		0
B.求職者			F.求職者		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	就職促進手当として支給		給付金	職場適応訓練の訓練手当	
計		0	計		0
C.求職者			G.事業主		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	移転費として支給		委託費	職場適応訓練費として支給	
計		0	計		0
D.事業主			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	特定求職者雇用開発助成金、賃金の定額助成				
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	33		
2	徳島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	18		
3	沖縄県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	14		
4	福岡県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	5		
5	福島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	4		
6	茨城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
7	奈良県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
8	福井県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
9	佐賀県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
10	宮城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		

※平成23年度にかかる当該事業については、本予算と一体で執行しており、当初予算に計上したレビュー番号695と執行額を切り分けて把握することが困難なため、当初予算分を含めた支出先上位を記載。

各 給 付 金 の 内 容

給付金の種類 (根拠法規)	対 象 者	支 給 者 額
就職促進手当 (雇用対策法第 18 条 第 1 号)	次のいずれかに該当し、就職指導等を受ける者(②を除く)又は職業訓練の待期間中の者(②④⑤⑥) ①中高年 ② 45 歳以上の求職者等 ③漁業 ④本四航路 ⑤本四港湾 ⑥特定漁業 ⑦駐留軍 ⑧沖特	1. 雇用労働者であった者 支給に係る離職日前の賃金日額に応じ日額 3,720 円～ 5,820 円 2. 雇用労働者であった者以外の者 (1) 基本手当(級地区別) 1 級 地 4,310 円 2 級 地 3,930 円 3 級 地 3,530 円 (2) 就職活動手当 (活動 1 日) 280 円
訓練手当 (雇用対策法第 18 条 第 2 号)	次のいずれかに該当し、職業訓練を受講する者 ①中高年 ② 45 歳以上の求職者等 ③知的障害者 ④離農 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦広域 ⑧へき地 ⑨災害等(地域内居住者を除く) ⑩漁業 ⑪本四航路 ⑫本四港湾 ⑬特定漁業 ⑭駐留軍 ⑮沖特 ⑯沖縄若年(職適のみ) ⑰精神障害者 ⑱北朝鮮	(1) 基本手当(級地区別) 1 級 地 4,310 円 2 級 地 3,930 円 3 級 地 3,530 円 (2) 技能習得手当 受講手当(日額) 500 円 通所手当(月額) 42,500 円まで 寄宿手当(月額) 10,700 円
広域求職活動費 (雇用対策法第 18 条 第 3 号)	次のいずれかに該当し、広域求職活動を行う者 ①中高年 ② 45 歳以上の求職者等 ③離農 ④中国等 ⑤広域 ⑥へき地 ⑦災害等 ⑧漁業 ⑨本四航路 ⑩本四港湾 ⑪特定漁業 ⑫駐留軍 ⑬沖特 ⑭北朝鮮	(1) 交通費実費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃) (2) 宿泊料 6 大都市等 8,700 円 その他の地域 7,800 円
移 転 費 (雇用対策法第 18 条 第 4 号)	次のいずれかに該当する者であって、就職又は訓練受講のためその住所又は居所を変更するもの ①中高年 ② 45 歳以上の求職者等 ③離農 ④中国等 ⑤広域 ⑥へき地 ⑦災害等 ⑧漁業 ⑨本四航路 ⑩本四港湾 ⑪特定漁業 ⑫北朝鮮 ⑬駐留軍 ⑭沖特	(1) 交通費実費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃) (2) 移転料 距離に応じて支給(単身者は 1/2) ①から⑫の対象者の場合 62,000 円～ 188,000 円 ⑬及び⑭の対象者の場合 93,000 円～ 282,000 円 〔⑬から⑭のうち沖縄県から他の都道府県 へ住所又は居所を変更するもの〕 175,000 円～ 481,000 円 (3) 着後手当 世 帯 25,400 円(⑬及び⑭ 38,000 円) 単 身 12,700 円(⑬及び⑭ 19,000 円)
職場適応訓練費 (雇用対策法第 18 条 第 5 号)	次のいずれかに該当する者に対し、都道府県知事等の委託を受けて職場適応訓練を行う事業主 ①中高年 ② 45 歳以上の求職者等 ③知的障害者④離農 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦広域 ⑧へき地 ⑨災害等(地域内居住者を除く) ⑩漁業 ⑪本四航路 ⑫本四港湾 ⑬特定漁業 ⑭駐留軍 ⑮沖特 ⑯沖縄若年 ⑰精神障害者 ⑱北朝鮮	1. 支給額 (1) 一般(職場適応訓練生 1 人につき) 月 額 24,000 円 (短 期 日 額 960 円) (2) 重度の障害者(職場適応訓練生 1 人につき) 月 額 25,000 円 (短 期 日 額 1,000 円) 2. 対象期間 (1) 一般 6 か月以内 〔 中小企業 1 年以内 短期 2 週間以内 〕 (2) 重度の障害者 1 年以内 (短期 4 週間以内)

<p>就業支度金 (雇用対策法第 18 条第 6 号)</p>	<p>次のいずれかに該当する者であって、離職の日の翌日から起算して 2 年以内に事業を開始し、かつ、当該事業により自立できると公共職業安定所長が認めた者又は公共職業安定所の紹介により継続して雇用される労働者として再就職する者 ①漁業 ②本四航路 (35 歳以上の者) ③本四港湾 (35 歳以上の者) ④特定漁業 (35 歳以上の者) ⑤駐留軍 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者は 3 年以内) ⑥沖特 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者は 3 年以内)</p>	<p>就職促進手当の日額に離職日の翌日から自営又は再就職の日までの期間の区分に応じ、次に掲げる日数を乗じた金額 1 年未満 75 日分 1 年以上 1 年 6 月未満 50 日分 1 年 6 月以上 2 年以内 30 日分 2 年を超えて 3 年以内 20 日分 また、⑤、⑥に該当する者が沖縄県以外の区域に住所又は居所を変更して自営又は再就職する場合上記に掲げる日数の 5 割増とする。</p>																		
<p>特定求職者雇用開発助成金 (雇用対策法第 18 条第 6 号)</p>	<p>1. 次のいずれかに該当する者 (65 歳未満の者に限る) を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主 ①高年齢者 ②身体障害者 ③知的障害者 ④精神障害者 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦北朝鮮 ⑧駐留軍 (45 歳以上の者) ⑨沖特 (45 歳以上の者) ⑩特定漁業 (45 歳以上の者) ⑪漁業 (45 歳以上の者) ⑫本四航路 (45 歳以上の者) ⑬本四港湾 (45 歳以上の者) ⑭その他の就職困難者 (45 歳以上の者) 2. 上記 1 の対象労働者の雇入れの日の前日から起算して 6 ヶ月前の日から当該日から起算して 1 年を経過する日までの期間において、当該雇い入れに係る事業所で雇用する被保険者 (短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く) を解雇等の事業主都合で離職させた事業主でないこと</p>	<p>1. 支給額</p> <table border="1" data-bbox="943 663 1522 1648"> <thead> <tr> <th>対象労働者 (一般被保険者)</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))</td> <td>30 万</td> <td>90 万</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)</td> <td>30 万</td> <td>60 万</td> </tr> <tr> <td>(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))</td> <td>100 万</td> <td>240 万</td> </tr> <tr> <td>(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))</td> <td>50 万</td> <td>135 万</td> </tr> <tr> <td>(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)</td> <td>50 万</td> <td>90 万</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 支給期間 上記 1 (1) 大企業 1 年間、中小企業 1 年 6 か月間 (2) 大企業及び中小企業 1 年間 (3) 大企業 1 年間 6 ヶ月、中小企業 2 年間 (4) 大企業 1 年間、中小企業 1 年 6 か月間 (5) 大企業及び中小企業 1 年間</p>	対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業	(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90 万	(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)	30 万	60 万	(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))	100 万	240 万	(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))	50 万	135 万	(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)	50 万	90 万
対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業																		
(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90 万																		
(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)	30 万	60 万																		
(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))	100 万	240 万																		
(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))	50 万	135 万																		
(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)	50 万	90 万																		

注) 中高年・・・中高年齢失業者等求職手帳所持者、離農・・・離農転職者、中国等・・・中国残留邦人等永住帰国者、広域・・・広域就職適格者、へき地・・・へき地又は離島の居住者、災害等・・・激甚災害地域離職者等 (激甚災害地域離職者、災害による内定取消し未就職卒業生、激甚な災害を受けた地域内に居住する者)、沖縄若年・・・沖縄若年求職者、漁業・・・雇用対策法施行規則附則による漁業離職者求職手帳所持者、本四航路・・・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者、本四港湾・・・港湾運送事業離職者、特定漁業・・・国際協定の締結等に伴う漁業離職者求職手帳所持者、駐留軍・・・認定駐留軍関係離職者、沖特・・・沖縄失業者求職手帳所持者、北朝鮮・・・北朝鮮帰国被害者等

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	生活・就労総合支援事業費		担当部局庁	復興庁/厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度(第1次補正予算)		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/企画課就労支援室			統括官付参事官(予算会計担当) 尾関良夫 就労支援室長 畑俊一	
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計 労働保険特別会計(雇用勘定)		施策名	(Ⅱ-1-3)高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る				
根拠法令(具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災等の影響により、多数の者が住居・資産・職を喪失し、避難を余儀なくされている中で、生活・就労面の課題を抱える求職者の安定した就職実現を図ることが喫緊の課題であり、その実効を挙げるため、ハローワークによる就労支援と地方自治体等による生活支援のワンストップ型での相談・援助等が受けられる体制をつくり、就労支援・職業的自立を促すことを目的とする。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	被災求職者等を対象に住居・生活支援に関する総合相談、関係機関への誘導等を行うほか、必要に応じ、協定等に基づき、ハローワークと自治体が連携して就労支援を行う。 (※平成24年度は一部の予算を復興庁へ計上。厚生労働省で執行。)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	2,622 (復興庁分1,311)	1,422 (復興庁分708)	
		補正予算	/	/	221(厚生労働省計上)	/	/	
		繰越し等	/	/	/	/	/	
		計	/	/	221	2,622	1,422	
	執行額	/	/	143	/	/		
	執行率(%)	/	/	64.7%	/	/		
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	被災地5局で利用者にアンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が7割以上		成果実績	%	-	-	87.1%	75%
			達成度	%	-	-	124.4%	/
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	被災地5局の住居・生活支援相談等件数		活動実績(当初見込み)	件	-	-	10,721	-
					-	-	-	(12,000)
単位当たりコスト	13,293(円/件)		算出根拠	平成23年度執行額(142,519千円)を平成23年度被災地5局の住居・生活支援相談等件数(10,721件・5月～3月分)で除して得た額。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	謝金【復興庁】	1,042	543	住居・生活支援アドバイザー等の配置数見直しによる減。				
	謝金【厚労省】	1,042	548	住居・生活支援アドバイザー等の配置数見直しによる減。				
	旅費【復興庁】	5	8	出張回数の見直しによる増。				
	旅費【厚労省】	5	8	出張回数の見直しによる増。				
	庁費【復興庁】	258	157	住居・生活支援アドバイザー等の配置数見直しによる減。				
	庁費【厚労省】	258	158	住居・生活支援アドバイザー等の配置数見直しによる減。				
	土地建物借料【復興庁】	6	0	実績を踏まえた減。				
	土地建物借料【厚労省】	6	0	実績を踏まえた減。				
計	2,622	1,422						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災求職者等に対する生活・就労に関する総合相談、関係機関への誘導を実施し、就労支援・職業的自立を促すことを目的とする本事業は、広く国民のニーズがあり、優先度の高い事業であると考えている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	上記のとおり広く国民のニーズがあり、ハローワークによるワンストップ相談機能の強化を図るものであるため、国が計画的に推進すべき事業と考えている。
	○	利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	年度途中からの事業であり、被災等の影響により、被災地5局において住居・生活支援アドバイザーの配置に時間を要したため、執行率が低めに出たものと把握している。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	執行実績を踏まえ、事業目的に即し真に必要なものに限定していることから、単位あたりのコストについては、概ね妥当である。
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	執行実績を踏まえ、事業目的に即し真に必要なものに限定されているかを精査している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	ハローワークによるワンストップ相談機能の強化を図るため、被災求職者等に対する総合相談等を実施しており、成果目標も上回っていることから、実効性の高い手段となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	目標値については、過去の事業の実績等を勘案し、適切に設定しており、適切な成果目標である。
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	事業のニーズが高く引き続き実施する必要がある。なお、事業の実施に当たっては、効率的、効果的な運営を図りながら、必要な予算を確保し、事業の成果が上がるよう事業を実施する。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	生活・就労総合支援事業費は執行状況を予算要求に反映すること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	被災求職者等の実績を踏まえ、住居・生活支援アドバイザー及び就職支援ナビゲーターの配置数を見直した。(反映額:▲1,200百万円)		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
ハローワークにおいて被災求職者等を対象に、①平成21年度以降整備を進めてきた「住居・生活総合支援事業」のスキームを活かし、住居・生活に係る総合的な相談・援助を行うとともに、②「福祉から就労」支援事業のスキームを活かし、地方自治体が行う住居・生活支援と連携したきめ細かい就労支援を行うこととするため、「住居・生活総合支援事業」の全てと「福祉から就労支援事業」の一部を組み替えて行うこととなった。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	922	平成23年行政事業レビュー	795、新23-0019

国

厚労省
(143百万円)

- ・関係部局・都道府県労働局との連絡・調整
- ・都道府県労働局における実績の取りまとめ



【予算示達】

都道府県労働局
(143百万円)

- ・住居・生活支援アドバイザーによる総合相談、関係機関への誘導の実施
- ・関係機関との連携実施等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

事業名	新卒者等に対する就職支援(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁/厚生労働省職業安定局 派遣・ 有期労働対策部		作成責任者						
事業開始・ 終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/企 画課 若年者雇用対策室		統括官付参事官(予算会計 担当) 尾関良夫 若年者雇用対策室長 久知良俊二						
会計区分	一般会計・労働保険特別会計雇用勘定 ・東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅱ-1-3 高齢者・障害者・若年者等労働者の特性に応 じ、就労支援や失業の防止を図る								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、 通知等	新成長戦略、緊急経済対策、緊急雇用対策								
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	被災地域の新規学校卒業者等の就職支援を強化する。											
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	震災の影響を受けた地域を中心に重点的にジョブサポーターを配置し、学校との連携を強化しつつ新卒者等の支援を行うこととする。また、首都圏等で被災新卒者等を積極的に採用する求人の開拓を行うとともに、就職面接機会の継続的な提供を行える体制を整備し、各種就職面接会を実施する。 (※平成24年度は、一部の予算を復興庁へ計上。厚生労働省において執行。)											
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度要求	
		補正予算					1,688(厚生労働省計上)					
		繰越し等										
		計					1,688		888		416	
	執行額						432					
	執行率(%)						25.6					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)					
	① 新卒応援ハローワークの就職者数(23年度:53,000人)		成果実績	人	-	-	74,882	61,000				
	※被災新卒者支援については、被災新卒者以外の支援と区別しているものではないため、復興分のみを把握することは困難。レビュー番号705と同様の実績を記載している。		達成度	%	-	-	141					
	② 学卒ジョブサポーターの就職者数(23年度:104,000人)		成果実績	人	-	-	163,133	124,000				
	※被災新卒者支援については、被災新卒者以外の支援と区別しているものではないため、復興分のみを把握することは困難。レビュー番号705と同様の実績を記載している。		達成度	%	-	-	157					
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込					
	新卒応援ハローワークの来所者数(23年度:339,000人)		活動実績	件	-	-	545,000	-				
	※被災新卒者支援については、被災新卒者以外の支援と区別しているものではないため、復興分のみを把握することは困難。レビュー番号705と同様の実績を記載している。		(当初見込み)		-	(-)	339,000	(545,000)				
単位当たり コスト	① 132,942(円/人) ② 61,024(円/人)		算出根拠	① 9,955百万円(平成23年度執行額)÷74,882人(平成23年度における就職者数実績) ② 9,955百万円(平成23年度執行額)÷163,133人(平成23年度における就職者数実績) ※被災新卒者等支援については、被災新卒者等以外の新卒者等支援と区別しているものではないため、復興分のみを把握することは困難。そのため、単位当たりコストを算出するに当たり、被災新卒者等に係るコストと被災新卒者以外の新卒者等に係るコストの合計額を用いている。								
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由								
	学卒ジョブサポーターの配置	816 (復興庁分408)	391 (復興庁分195)	被災地の就職状況等を踏まえた、ジョブサポーターの配置に関する予算額の減。								
	各種就職面接会の実施	72 (復興庁分36)	25 (復興庁分12)									
計	888	416										

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	我が国の社会・経済を担うべき新規学校卒業者を就職させることは極めて重要である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	国による就職支援は、学校、民間等による支援では不十分な部分(支援者層、支援時期等)を担っており、適切である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	就職困難云々に起因するべき臨床心理士の確保が困難であったことにより当初見込みよりも活動実績が下回ったこと等によるもの
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	民間委託については原則として一般競争入札により調達している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	国による就職支援は、学校、民間等による支援では不十分な部分(支援対象、支援時期等)を担っており、過剰な支出は行っていない。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	我が国の社会・経済を担うべき新規学校卒業者に対して、無料の職業紹介を初めとする支援を行っている。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	国による就職支援は、学校、民間等による支援では不十分な部分(支援対象、支援時期等)を担っており、不必要な支出は行っていない。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	国による就職支援は、学校、民間等による支援では不十分な部分(支援対象、支援時期等)を担っており、成果実績等が目標を上回っていることから実効性の高い事業となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	新規卒業者を巡る就職状況は依然として厳しい中で、一定程度の実績を上げられている。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	新規卒業者を巡る就職状況は依然として厳しい中で、一定程度の実績を上げられている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	新卒応援ハローワークに対する認識は着実に高まっている。
点検結果	上記点検結果を踏まえ、引き続き、被災新規学校卒業者等に対する就職支援を着実に推進していく。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	新卒者等に対する就職支援(復興関連事業)は、執行状況を予算要求に反映すること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	ハローワークに配置される学卒ジョブサポーターの人数について、被災地の就職環境等を踏まえ、見直しを行うこととする。		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	799、「復興-22」、「復興26」

※平成23年度実績を記入

国

厚生労働省
432百万円

【予算示達】

A:都道府県労働局
432百万円

（
ジョブサポーターの配置
就職面接会の開催等
新卒応援ハローワークの設置・運営
）

資金の流れ
（資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する）（単
位：百万円）

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
相談員経費	学卒ジョブサポーターの配置	282			
事業費	就職面接会の開催等	137			
管理経費	新卒応援ハローワークの設置・運営	13			
計		432	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	被災に伴う解雇、休業、賃金不払い等に係る相談への対応		担当部局庁	復興庁/厚生労働省労働基準局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始:平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)/監督課		尾関 良夫(復) 美濃 芳郎(厚)	
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	II-2-1労働条件の確保・改善を図る			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—		関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災地やその周辺地域において復旧・復興が進み、大量に発生した離職者等が再就職することに伴う労働条件に係る労使からの相談が増加することが見込まれる。このような労働基準関係法令等に関する相談に公平かつきめ細やかなアドバイスをを行うことにより、労働者の労働条件の確保・改善を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特に復旧・復興が見込まれる岩手、宮城、福島労働局管内の労働基準監督署及びその周辺地域の労働局管内の労働基準監督署に、労働基準相談員や外国人労働者労働条件相談員を配置し、被災した労働者や事業主からの労働基準関係法令等に関する相談に公平かつきめ細やかなアドバイスをを行うことにより、労働者の労働条件の確保・改善を図ることとする。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	—	—	153(復興庁計上)	153(復興庁計上)	
		補正予算	—	—	98(厚生労働省計上)		
		繰越し等	—	—			
	計	—	—	98	153	153	
	執行額	—	—	47			
執行率(%)	—	—	48.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	労働基準相談員・外国人労働者労働条件相談員が対応した相談件数	成果実績		—	—	10,008	15,000
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	労働基準相談員・外国人労働者労働条件相談員を配置した箇所数	活動実績 (当初見込み)		—	—	69	—
				(—)	(69)	(69)	
単位当たりコスト	4,496(円/相談件数)		算出根拠	本事業で労使からの相談10,008件について、適正な労働条件が確保されるよう必要な助言等を行った。よって、単位当たりコストについて、相談員関係執行額45百万円/10,008件=4,496円となる。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	150	精査中				
	庁費	3	精査中				
	計	153	精査中				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災の影響により、岩手、宮城、福島労働局管内の労働基準監督機関に対する相談・申告が大幅に増加していることから、本事業はニーズがあるとともに、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	解雇、休業、賃金不払等の労働条件に関する相談への対応は、都道府県労働局及び労働基準監督署が行う業務である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	補正予算の成立が遅れ、予算の積算期間と執行期間に齟齬が生じたため。
資金の流れ、費目・使途	△	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	関係パンフレットの印刷は、予定額が百万円を超えないものであり、随意契約とした。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	労働基準関係法令に詳しい専門家が助言等を行うものであり、単位あたりコストは妥当である。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	労働基準監督署では、恒常的に無料で相談を受けているため、受益者(相談者)との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	労働基準相談員等の諸謝金や、法定の定期健康診断の受診費用や保険料等、真に必要なものに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	相談員に労働基準関連法令に詳しい専門家を配置することにより、労働条件の見直しに取り組む労使からの相談にきめ細やかに対応することができ、他の手段と比較して、実効性は高い。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	相談員が対応する相談件数は増加傾向にある。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	補正予算後、おおむね速やかに相談員を確保し、採用することができた。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
点検結果	各局における相談状況、労働基準相談員、外国人労働者労働条件相談員の活用状況等を踏まえ、配置箇所を見直す等、引き続き体制を確保。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	労働条件の確保・改善を行うための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	—

※平成23年度実績を記入

厚生労働省労働基準局
47百万円(平成23年度予算)

〔
・事業管理
・パンフレット等の作成
〕



A.都道府県労働局(7か所)
45百万円(平成23年度執行額)

〔
労働基準監督署に労働基準相
談員等を配置して、適正な労働
条件が維持されるよう、労使に
対する相談対応を行う。
〕



【随意契約】

B.永和印刷(株)
1百万円(平成23年度執行額)

〔
パンフレット等の印刷製本
〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.福島労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	相談員給与	17			
計		17	計		0
B.永和印刷(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	パンフレット等の印刷製本	1			
計		1	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島労働局	労働基準相談員の配置	17		
2	宮城労働局	労働基準相談員の配置	10		
3	岩手労働局	労働基準相談員の配置	5		
4	新潟労働局	労働基準相談員の配置	5		
5	青森労働局	労働基準相談員の配置	3		
6	山形労働局	労働基準相談員の配置	3		
7	秋田労働局	労働基準相談員の配置	2		
8					
9					
10					

B.永和印刷(株)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	永和印刷(株)	リーフレットの作成	0.6	随意契約	
2	永和印刷(株)	パンフレットの作成	0.5	随意契約	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					